

平成 2 7 年 定例第 1 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 2 7 年 3 月 4 日

閉 会 平成 2 7 年 3 月 2 0 日

新 得 町 議 会

平成 27 年定例第 1 回新得町議会会議録目次

第 1 日 (27. 3. 4)

○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○日程第 1 会議録署名議員の指名	5
○日程第 2 会期の決定	5
○諸般の報告(第 1 号)	5
○行政報告	6
○日程第 3 議案第 16 号から 議案第 28 号まで 町政執行方針並びに提出議案説明	6
議案第 16 号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担 等に関する条例の制定について	
議案第 17 号 トムラウシ自然体験交流施設の指定管理者の指定について	
議案第 18 号 町営育成牧場の指定管理者の指定について	
議案第 19 号 国民宿舎東大雪荘の指定管理者の指定について	
議案第 20 号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 21 号 介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 22 号 平成 27 年度新得町一般会計予算	
議案第 23 号 平成 27 年度新得町国民健康保険事業特別会計予算	
議案第 24 号 平成 27 年度新得町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 25 号 平成 27 年度新得町介護保険特別会計予算	
議案第 26 号 平成 27 年度新得町簡易水道事業特別会計予算	
議案第 27 号 平成 27 年度新得町公共下水道事業特別会計予算	
議案第 28 号 平成 27 年度新得町水道事業会計予算	
○日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について(損害賠償について) ...	18
○日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について	19
○日程第 6 議案第 2 号 十勝圏複合事務組合規約の変更について	20
○日程第 7 議案第 3 号 町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に ついて	21

○日程第 8	議案第 4 号	行政手続条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 2
○日程第 9	議案第 5 号	保育の必要性の認定に関する条例の制定について…	2 3
○日程第 1 0	議案第 6 号	保育所条例の一部を改正する条例の制定について…	2 4
○日程第 1 1	議案第 7 号	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに 指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果 的な支援に関する基準等を定める条例の一部を改 正する条例の制定について ……………	2 6
○日程第 1 2	議案第 8 号	指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関 する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定 について ……………	2 7
○日程第 1 3	議案第 9 号	平成 2 6 年度新得町一般会計補正予算 ……………	2 8
○日程第 1 4	議案第 1 0 号	平成 2 6 年度新得町国民健康保険事業特別会計補 正予算 ……………	3 1
○日程第 1 5	議案第 1 1 号	平成 2 6 年度新得町後期高齢者医療特別会計補正 予算 ……………	3 2
○日程第 1 6	議案第 1 2 号	平成 2 6 年度新得町介護保険特別会計補正予算 …	3 3
○日程第 1 7	議案第 1 3 号	平成 2 6 年度新得町簡易水道事業特別会計補正予 算 ……………	3 3
○日程第 1 8	議案第 1 4 号	平成 2 6 年度新得町公共下水道事業特別会計補正 予算 ……………	3 4
○日程第 1 9	議案第 1 5 号	平成 2 6 年度新得町水道事業会計補正予算 ………	3 5
○日程第 2 0	意見案第 1 号	「外形標準課税」の適用拡大に反対する要望意見 書 ……………	3 6
○休会の議決	……………		3 6
○散会の宣告	……………		3 6

第2日（27. 3. 16）

○開議の宣告	3 9
○諸般の報告(第2号)	3 9
○日程第1 一般質問	3 9
〔一般質問〕	
長野 章議員 ・人口対策は	3 9
廣山 輝男議員 ・森林・林業政策の強化・発展にむけて	4 2
青柳 茂行議員 ・教育委員会制度改革への考えは	4 8
齋藤美代子議員 ・中心市街地の空き地収得について	5 4
貴戸 愛三議員 ・病児保育の取り組み	5 6
高橋 浩一議員 ・2025年問題にむけての福祉介護人材確保対策は	5 9
湯浅 亮議員 ・貸付金支援のあり方について	6 3
・旧上佐幌小学校跡郷土資料収蔵庫について	6 5
・歴史的建造物の保存について	6 6
○休会の議決	6 8
○散会の宣告	6 8

第 3 日（ 2 7 . 3 . 2 0 ）

○開議の宣告		7 1
○諸般の報告(第 3 号)		7 1
○日程第 1	議案第 1 6 号から 議案第 2 8 号まで 予算特別委員会の審査結果報告	 7 1
○日程第 2	議案第 2 9 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	 7 1
○日程第 3	議案第 3 0 号 平成 2 6 年度新得町一般会計補正予算	 7 2
○日程第 4	議案第 3 1 号 平成 2 7 年度新得町一般会計補正予算	
○日程第 5	意見案第 1 号 審査結果について	 7 5
○閉会の宣告		8 0

第 1 日

平成 2 7 年第 1 回新得町議会定例会（第 1 号）

平成 2 7 年 3 月 4 日（水曜日）午前 1 0 時開会

○ 議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第 1 号）
		行政報告
3	議案第 1 6 号から 議案第 2 8 号まで	町政執行方針並びに提出議案説明
4	報 告 第 1 号	専決処分の報告について（損害賠償について）
5	諮 問 第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
6	議 案 第 2 号	十勝圏複合事務組合規約の変更について
7	議 案 第 3 号	町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
8	議 案 第 4 号	行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
9	議 案 第 5 号	保育の必要性の認定に関する条例の制定について
1 0	議 案 第 6 号	保育所条例の一部を改正する条例の制定について
1 1	議 案 第 7 号	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
1 2	議 案 第 8 号	指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
1 3	議 案 第 9 号	平成 2 6 年度新得町一般会計補正予算
1 4	議 案 第 1 0 号	平成 2 6 年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1 5	議 案 第 1 1 号	平成26年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算
1 6	議 案 第 1 2 号	平成26年度新得町介護保険特別会計補正予算
1 7	議 案 第 1 3 号	平成26年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
1 8	議 案 第 1 4 号	平成26年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
1 9	議 案 第 1 5 号	平成26年度新得町水道事業会計補正予算
2 0	意 見 案 第 1 号	「外形標準課税」の適用拡大に反対する要望意見書

○会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告（第1号）

行政報告

議案第16号から
議案第28号まで

町政執行方針並びに提出議案説明

報 告 第 1 号

専決処分の報告について（損害賠償について）

諮 問 第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

議 案 第 2 号

十勝圏複合事務組合規約の変更について

議 案 第 3 号

町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議 案 第 4 号

行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議 案 第 5 号

保育の必要性の認定に関する条例の制定について

議 案 第 6 号

保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議 案 第 7 号

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議 案 第 8 号

指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議 案 第 9 号

平成26年度新得町一般会計補正予算

議 案 第 1 0 号

平成26年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

議 案 第 1 1 号

平成26年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算

議 案 第 1 2 号

平成26年度新得町介護保険特別会計補正予算

議 案 第 1 3 号

平成26年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算

議案第14号 平成26年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
 議案第15号 平成26年度新得町水道事業会計補正予算
 意見案第1号 「外形標準課税」の適用拡大に反対する要望意見書

○出席議員（12人）

1 番	齊 藤 美代子	議員	2 番	青 柳 茂 行	議員
3 番	宗 像 一	議員	4 番	高 橋 浩 一	議員
5 番	貴 戸 愛 三	議員	6 番	廣 山 輝 男	議員
7 番	長 野 章	議員	8 番	若 原 敏 勝	議員
9 番	柴 田 信 昭	議員	10 番	湯 浅 亮	議員
11 番	吉 川 幸 一	議員	12 番	菊 地 康 雄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	浜 田 正 利
教 育 委 員 会 委 員 長		浦 山 兼 一
監 査 委 員		吉 岡 正

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副 町 長	田 中 透 嗣
総 務 課 長	武 田 芳 秋
地 域 戦 略 室 長	佐 藤 博 行
町 民 課 長	石 塚 将 照
保 健 福 祉 課 長	渡 辺 裕 之
施 設 課 長	畑 中 栄 和
産 業 課 長	鈴 木 義 夫
児 童 保 育 課 長	鈴 木 貞 行
産 業 課 長 補 佐	福 原 浩 之
産 業 課 長 補 佐	広 田 正 司
児童保育課子どもセンター長	坂 田 洋 一
屈 足 支 所 長	若 原 俊 隆
出 納 室 長	長 谷 川 一
庶 務 係 長	小 林 健 利
財 政 係 長	東 川 恭 一

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	齊	藤	仁				
学	校	教	育	課	長	木	村	秀	光
社	会	教	育	課	長	岡	田	徳	彦

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	初	山	一	也
---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	西	山	喜	代	司
書			記	菊	地	克	浩	

◎開 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成27年定例第1回新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎菊地康雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、6番、廣山輝男議員、7番、長野章議員を指名いたします。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎菊地康雄議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員会に協議をお願いしておりますので、その結果を委員長から報告願います。柴田信昭議会運営委員長。

[柴田信昭議会運営委員長 登壇]

◎柴田信昭議会運営委員長 議長の指名により、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告申し上げます。

本日招集になりました、第1回定例町議会の会期につきましては、去る2月26日、午前10時から、議員控室において議会運営委員会を開催し、提出予定の議件の説明を受け、それらを勘案し日程等について審議を行いました。

その結果、会期は本日から3月20日までの17日間とし、その間の会議等については、別紙会議予定表のとおりであります。

以上、報告を終わります。

[柴田信昭議会運営委員長 降壇]

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今定例会の会期は本日から3月20日までの17日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月20日までの17日間と決しました。

◎諸般の報告（第1号）

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎行 政 報 告

◎菊地康雄議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 2月10日、臨時第1回町議会以降の行政報告をさせていただきます。

3ページまで飛んでいただきまして、3月2日であります。「カーボンオフセット活用型森林づくり」調印式が行われました。これは、北海道の仲介で、コープ札幌をパートナーに、森づくりを進めることで調印したものであります。

植林を、今後していくわけですが、場所は旧上佐幌小学校学校林、屈足28号西側の地先にあたるところで、面積は1ヘクタールであります。

本年から5年かけて植林を進め、平成35年度まで維持をしていただくものであります。

なお、今年度の植林につきましては、5月24日を予定しているところでありまして、コープ札幌の関係者ならびに町民のかたがたにお願いして、植林をしていくということで今、準備を進めているところであります。

また、町内では、平成24年度のA I R・D Oに続くものであります。

次に3月3日であります。ホッカイドウスノートラベルエキスポ2015in サホロが昨日から5日までの間、開催されます。

目的は国内外の旅行会社、マスコミ関係者約150名が、北海道のスノーリゾートの素晴らしさを体験していただき、冬季旅行商品の企画、情報発信をしていくものであります。

なお、本日は午後4時半から公民館において、海外のかた42名を含む80名のかたが、町民手作りの歓迎会に参加する予定であります。その後、町内の飲食店にも足を運んでいただく予定になっております。

これからの取り組みですが、あらためてサホロエリアに滞在されているかたに市街地に下りてもらうことが重要なことと考えておりまして、さまざまな取り組みを進めたいというふうに考えているところであります。

記載のない事項であります。屈足の三友農場内で計画を進めています広域化型のバイオガスプラントについて、事業の受け皿であります十勝新得バイオガス株式会社、代表三部政幸氏の法人設立が1月20日付けでなされました。町への諸手続が2月23日に完了したところであります。

事業の進ちょく状況は、現在、経済産業省で設備認定の手続きを進めておりまして、認定後に北海道電力への連結に係る本申請をしていく予定になっております。

また、事業に係る補助申請を2月27日付けで終えたところであります。

今後のタイムスケジュールについては、現状ではご報告できるような状況にはありません。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎日程第3 議案第16号から議案第28号まで 町政執行方針並びに提出議案説明

◎菊地康雄議長 日程第3、議案第16号から議案第28号までを議題といたします。
町政執行方針ならびに提出議案の説明を求めます。浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎**浜田正利町長** はじめに、平成27年の第1回定例町議会が開催されるにあたり、町政執行の所信を申し上げます。

国は、これまで「三本の矢」からなる経済政策を推進してきました。

その政策により景気は緩やかな回復基調が続いているものの、昨年4月に実施された消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減や円安による物価上昇などにより個人消費などに伸び悩みが見られています。

そのような状況から、地域による景気回復にばらつきが見られ、国内経済の好循環が十分に進展していないため、地方の消費喚起や地域経済の活性化などの景気対策の取り組みを進めております。

そのような中、本町は引き続き「自主自立のまちづくり」を基本とし、行財政改革を進めながら、健全な運営を推進してまいります。

第7期総合計画後期計画のメインテーマ「つどい合い、ささえ合い、そだて合う、自然豊かな町づくり」を柱として、限られた予算を有効に活用し、町の活気あふれる「いらっしゃい新得」の町づくりを目指してまいります。

以下、分野ごとに申し上げます。

1. 保健・介護・福祉・医療

1) 保健

誰もが住み慣れたまちで、健康で心豊かに笑顔で暮らしていけることが町民皆さんの願いであります。

このために、本年も、各種健康診査や健康相談、訪問指導、食生活指導、母子保健など健康に関する事業を引き続き取り組んでまいります。

現在、特定不妊治療にかかる費用が高額であり、通院など治療以外の負担も大きいことから助成額を増額し、支援してまいります。

2) 介護

昨年、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成27年度から平成29年度）を策定しました。

計画では、平成27年1月末現在の高齢化率34.8パーセントが、平成29年度には36.5パーセントになると予想されており、今後ますます高齢化が進み高齢者数も増加することから、介護サービスのニーズは高まっていくものと考えております。

現在、町民のかたで特別養護老人ホームへの入居を希望されているかたが多いことから、本年は、町内社会福祉法人の運営による地域密着型特別養護老人ホーム20床の整備および別の社会福祉法人による地域密着型特別養護老人ホーム29床整備の実施設計に対し、それぞれ支援してまいります。

また、ボランティアのかたがたに支えられ介護予防事業を進めておりますが、担い手が不足することが予想されておりますので、高齢者自らが介護予防に積極的に取り組む仕組みづくりを進めるため、介護予防ボランティアポイント制度を導入してまいります。

介護保険料は、標準介護保険料が月額4,200円であるところを実質で5,510円と算定されたことから、町の介護保険準備基金を取り崩すこととし、月額5,100円、21.4パーセントの引き上げを予定しております。

新年度以降、地域の実情に応じた地域支援事業の取り組みや、認知症施策の推進など介護保険制度が改正されますので、順次、計画的に対応してまいります。

3) 福祉

昨年、第3期新得町障がい福祉計画（平成27年度から平成29年度）を策定し、3年間の目標を定めましたので、計画に基づき取り進めてまいります。

障がいがあるかたの日常生活および社会生活を総合的に支援し、障がいのあるかたとないかたがともに支え合い、安心して暮らすことができるよう、関係者と十分連携を図り、障がい者に対して適切な相談、サービスの提供を行ってまいります。

新年度は、入居希望が多い屈足地区の社会福祉協議会が運営する小規模多機能型居宅介護施設「らら」に隣接する場所で共生型福祉住宅8戸を新たに整備しますので、支援をし、住み慣れた地域での暮らしが続けられるようにしてまいります。

昨年4月から、手話に関する基本条例が施行され、手話は言語であることの認識に基づき、手話の理解と普及に取り組んでまいりました。

今後さらに手話の取り組みを推進していくため、手話推進員の導入を進めてまいります。

幼児保育につきまして、急速な少子化が進む中、本年4月から「子ども子育て支援新制度」がスタートしますので、平成27年度から5カ年の計画期間とする「子ども子育て支援事業計画」の実施に向けた取り組みを推進してまいります。

「子どもセンターなかよし」では子育て中の保護者などが気軽に相談できる場所として、多くのボランティアのかたがたに支えられながら、三世代交流施設としても大きな役割を果たしているところであり、今後も家庭、地域と連携を図りながら、さらに充実を図ってまいります。

また、気になる子も含め特別に支援を必要としている子どもが増えている中で、「発達支援センター」の療育対象者年齢の拡大を図ってきましたが、新たに小集団療育の実施に向けての検討を行ってまいります。

新年度から対象児が増えたトムラウシへき地保育所を再開してまいります。

37年を経過し、老朽化した屈足保育園については検討委員会を設置し、改築を進めてまいります。

なかよし児童館、なかよし・かしわ児童クラブにおいては、学校や地域との連携強化により、安全安心の体制充実を図っており、今後もさらに家庭・地域・学校・関係機関との連携を深め、子どもたちのすこやかな成長を見守ってまいります。

4) 医療

本町の医療体制につきましては、屈足地域で医師の不在が続いております。

この間、複数の医師と協議を進めてまいりましたが、解決に至っておりません。

引き続き医療体制確保に努力してまいります。

この1月、持続可能な医療制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持することができるよう「医療保険制度改革骨子」が決定されました。

平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村は保険料の徴収や資格管理、保険給付の決定、健康推進事業などを引き続き担うという方針が定められました。

新年度においても町民医療の確保と健康維持増進の役割を果たしてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、年々加入者が増加するとともに医療費も増加し、支える側の現役世代の負担も増大しております。

今回の医療保険制度改革においては、後期高齢者保険料軽減特例を段階的に縮小する方針が示されました。

今後も加入者の増加は避けられず、現役時代からの予防、健康づくりに努めてまいります。

2. 農林水産

1) 農業振興

高齢化による農家戸数の減少等の農業課題に対応するため、新たな担い手の育成・確保を目的とした研修農場設立に対し支援を行うとともに、新規参入の仕組みの検討や雇用就農者確保等による労働力不足の解消を図ってまいります。

畑作・野菜振興対策につきましては、農業生産・経営基盤を強化し、適正な輪作体系を維持するため、人参等の生産への労働力支援を継続して行うほか、畑作コントラのあり方の検討など、関係機関と連携を図りながら、営農効率の向上に努めてまいります。

レディースファームスクールにつきましては、本年度は節目の20年を迎えます。

今後も運営を継続し、さらなる農業の活性化を図ってまいります。

酪農畜産での家畜ふん尿の資源の循環につきましては、個別型と集約型のバイオガスプラントの稼働に向けて、現在、建設計画が進んでおり、たい肥処理の効率化による農業経営の強化および環境に配慮した農業経営の推進を図ってまいります。

畜産・酪農の収益性の向上を図るため、畜産クラスター計画を昨年度に策定しております。

生産者・関係機関・関係団体がより一層の連携を行い、畜産・酪農生産力強化を推進してまいります。

家畜伝染病につきましては、予防対策を重点に関係機関との連携を図りながら、発生の未然防止に努めてまいります。

農村部における道路整備については、産業道路として優先路線を選定し、整備水準の均衡を図りながら整備を進めてまいります。

新年度は、町道佐幌3号線における冬季間の安全な通行を確保するため、点検診断調査を行い、防雪柵対策と舗装補修を進めてまいります。

農業施設の災害防止に関わる明きょ排水路および農村部における道路側溝の施設維持管理については多面的機能支払交付金を活用し、地域協議会と協力しながら継続して進めてまいります。

2) 林業振興

町内におけるカラマツを主とした人工林は、本格的な利用期を迎えようとしております。

森林が持つ多面的機能を将来にわたって持続的に発揮できるよう、関係機関と連携を深めながら、造林に対しての支援策を充実させ、併せて森林認証制度に参画し、適正な森林整備が行われるよう進めてまいります。

また、所有者の高齢化等により、適正な維持・管理がなされていない山林について、

引き続き一定の基準のもと林地の購入を進め、未立木地の解消に努めてまいります。

3) 水産業振興

サホロ湖における夏季のニジマス遊漁および冬季のワカサギ遊漁を引き続き行い、観光客の誘致に努めてまいります。

3. 商工

地方経済は、明るさが見えない状況が続いておりますが、国の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」が示されるなど、商工会と連携し経済対策の実施に向け努力してまいります。

また、商工会活動のさらなる発展のため人材育成に支援してまいります。

町内企業につきましては、国の支援制度と併せて中小企業融資利子補給補助制度などで企業活動の支援をしてまいります。

企業誘致につきましては、十勝地域産業活性化協議会による誘致施策の推進や企業立地に関するパンフレットを作成するなどの情報発信に引き続き取り組んでまいります。

4. 観光

本町は多くの観光資源を有しており、訪れる観光客は町の活性化において重要であります。

新年度も観光事業の推進を図るため関係企業・団体と協力して道内外に向けた観光客の誘致活動を実施するとともに、観光振興の中核を担う観光協会の組織強化に努めてまいります。

サホロリゾートでは夏のクラブ・メッドも7月から再オープンの予定と伺っており、街中への交流人口を増やす方策を検討してまいります。

また、昨年引き続き夏季の一定期間、新得駅から国道周辺の飲食店などを経由して狩勝高原を往復する循環バスを試験運行し、効果などについて検証してまいります。

狩勝高原園地の再整備につきましては、昨年試験的に整備して公開しました鉄道模型と、花木を組み合わせた庭園鉄道を新年度も実験的に公開し、ガーデンを中心とした狩勝高原園地整備を検討してまいります。

国民宿舎東大雪荘は、機械設備の老朽化に対する再整備を検討してまいります。

5. 労働

地方の雇用情勢は依然として厳しい状況にありますが、町といたしましては、きめ細かな求人情報の提供など雇用対策に取り組んでいくとともに、十勝北西部通年雇用促進協議会を通じて、町内の季節労働者の通年雇用化を図ってまいります。

また、勤労者の福利厚生策として、とちかち勤労者共済センター・通称「あおぞら共済」の新規加入者への掛け金助成や勤労者融資制度を継続してまいります。

6. 建設

市街地の道路事業は、学校通9号踏切付近の交通安全対策事業などを実施してまいります。

また、老朽化してきている歩道車道は、通行量を勘案して緊急性の高いものから改修

を進めるとともに、傷みの著しいものは補修を行い、安全安心の確保に努めてまいります。

橋りょう長寿命化計画に基づき、2橋の補修工事を実施してまいります。

河川関係では、昨年引き続き中新得川の土砂上げを実施し、降雨時などに不安のないような環境整備に取り組んでまいります。

公営住宅の建設は、新得地区で新進団地の継続事業として1棟3戸の建替えおよび屈足地区では北進団地で1棟2戸の建替えを実施してまいります。

北海道の事業では、道道忠別清水線トムラウシ地区パンケ橋前後の急カーブ是正の線形改良工事が予定されており、今後も道路、河川整備事業などの促進に向け関係部局への要請等を進めてまいります。

7. 生活環境

町内の水洗化を一層推進するため、下水道区域内では水洗トイレ改造費補助と、区域外では合併浄化槽補助を引き続き実施し、快適な住環境の提供と環境保全を進めてまいります。

簡易水道事業では、平成29年度から上水道事業との経営統合が予定されており、計画に基づき進めてまいります。

また、新屈足幹線整備事業に合わせて、水道管移設も引き続き実施してまいります。

上水道事業では、新得浄水場の耐震化を含めた改築基本設計を進めてまいります。

上下水道料金は、本年10月から約10パーセントの改定により増収を図り、安定的な経営を行うよう努力してまいります。

消防業務につきましては、町民皆様の安心安全を守るため消防署と消防団は、迅速確実な消防活動ができるよう基本訓練の重視に努めてまいります。

また、火災からの逃げ遅れによる焼死事故を防ぐため、住宅用火災警報器の設置促進を図り、火災予防啓もう活動に取り組んでまいります。

本年も、救命率の向上を目指し心肺蘇生法の普及を図り、誰もがちゅうちょすることなく救命処置を行えるようAEDの取り扱いを含めた救命講習会を引き続き開催してまいります。

本年は、新得消防団創設100周年を迎える節目の年であり、5月の消防演習に合わせ記念式典を挙行してまいります。

また、平成21年4月から十勝圏の消防広域化について協議、議論を重ね、本年5月には「とかち広域消防事務組合」が設立される予定となっており、平成28年4月より新たな消防事務組合として進めてまいります。

交通事故につきましては、昨年北海道内の交通事故による死亡者数が169名となり、前年より15名の減となりました。

本町では人身交通事故が5件発生し、1名のかたが亡くなっております。

町民を交通事故から守るため、引き続き幼児や高齢者、歩行者等を対象とした交通安全講習を実施し、交通安全意識の高揚と事故防止に努めてまいります。

住民組織につきましては、町と住民組織による共通の認識を確認し、町内会長等における各種研修への参加機会を拡充するとともに、必要な財政支援を行い、情報を共有の上、新たな協働事業を模索し、地域課題の解決に努めてまいります。

生活安全につきましては、生活安全推進協議会の構成に福祉部門の代表者を加え、地

域消費者被害防止ネットワークとしての活動も開始してまいります。

悪質商法をはじめとした消費者被害に関する必要な情報を周知し、北海道消費者協会などの各関係機関と連携を図り、安全で住みよい町づくりに努めてまいります。

ゴミの排出量につきましては、減少傾向が定着化しており、町内会の資源ごみ集団回収と分別によるリサイクル化を推進し、ゴミの減量化に努めてまいります。

新年度は、町内会の資源ごみ集団回収補助金について、現行の回収回数による補助を継続するとともに、一定量以上の回収を行った場合には補助金が増額となるよう改正してまいります。

地球温暖化防止対策のため、省エネ・エコに関する取り組みの啓もうを実施し、行政・事業者・町民が一体となって二酸化炭素排出抑制に努めてまいります。

一般廃棄物中間処理施設につきましては、稼働してから18年を経過し老朽化が進んでおり、新年度は長寿命化計画を策定し、大規模改修に向けての取り組みを進めてまいります。

最終処分場につきましては、平成29年度末をもって許容量に達すると見込まれておりますが、新処分場の建設計画を策定するとともに、既存施設のかさ上げによる延命も検討してまいります。

空き家対策につきましては、昨年末、空き家対策の推進に関する特別措置法が成立し、今年中に施行されることとなりました。

新年度は、現行の廃屋撤去事業補助金を継続するとともに、空き家等の所在および状態の実態調査に着手し、法に規定された空き家等対策基本計画作成に向けて準備を進めてまいります。

屈足地区の相続人が不存在となる恐れがありました建物等は、地域で地縁団体を設立し、建物等を取得して解体を目指すこととなりましたので、必要な事業支援を進めてまいります。

8. 教育

本町が発展していくためには、自立精神にあふれ、夢や希望に挑戦し、ふるさとしんとくを愛する人材を育成することが不可欠であります。

そのためには、「町づくりは人づくり」であり、教育は、町の活力や発展の基盤であるとの共通理解を深めつつ、学校、家庭・地域が連携した全町教育を推進してまいります。

なお、具体的には、教育委員長から申し上げます。

9. 広報広聴

町政をより身近に感じていただくため、新年度においても広報広聴活動による情報の収集、提供に積極的に取り組むとともに、広報紙では内容の充実を追求し、町民に分かりやすく親しまれる紙面づくりに努めてまいります。

また、広聴活動では、「ぽっかぽか心トーク」や「町内施設見学会」、「新春座談会」など町民と直接対話する機会や「町づくりレター」を継続し、より多くのかたがたに参加いただくよう努力をしてまいります。

10. 行財政・地域づくり

国は、社会保障経費の増加、リーマンショック後の経済危機への対応などにより財政状況は極めて厳しくなっています。

このため、聖域を設けずに大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減するなど、持続的な経済成長を促す施策の重点化を図ろうとしています。

その上で、新規国債発行額については、前年度より減少させているところであります。

しかし、平成26年度末の国と地方自治体の長期債務残高は、約1,009兆円と見込まれ、毎年増加しており、今後の財政運営に深刻な影響を与えております。

本町では、将来における町民の負担軽減を図るため、起債の借入や経常的経費の抑制を行っており、今後も健全財政を推進してまいります。

国は、地方の安定的な財政運営に必要な普通交付税について、算定費目の「地域経済・雇用対策費」の削減や「まち・ひと・しごと創生事業費」新設などにより対前年比で0.8パーセント、額にして1,307億円の減としております。

本町では平成26年度の実績を踏まえ、当初予算で28億4,600万円を計上し、対前年度比9,800万円、率で3.3パーセント減の予算を計上しております。

新年度予算は、昨年と同様に「まちの活性化」「安心・安全のまち」「次代の人づくり」「協働のまちづくり」に重点を置き、事業効果や波及効果が高い事業、将来的な展望が明確な事業を優先的に予算編成をいたしました。

この結果、一般会計では、前年度対比7.7パーセント増の66億4,040万円としましたが、昨年度の繰越事業を含む実質的予算では、6.5パーセントの増となっております。

また、5特別会計は、前年度対比9.0パーセント増の20億1,460万8,000円となっております。

町税につきましては、昨年の天候や引き続き景気の動向を考慮しつつ、町民税では給与所得者の減少により2.5パーセントの減収、固定資産税では本年の評価替えおよび新築住宅軽減終了により0.9パーセントの増収をそれぞれ見込み、町税全体では前年度当初予算と比較して0.5パーセント減の9億600万円余を計上いたしました。

収納対策につきましては、税負担の公平を期するため、納税相談および滞納者の預貯金の差押えなどを実施し、収納率の向上に努めてまいります。

本年10月より社会保障・税番号制度における個人番号、「マイナンバー」の通知が行われ、来年1月からは希望者に対する個人番号カードの交付が開始となります。

定められた事務を適格に実施し、制度の円滑な実施に備えてまいります。

町づくりの基本となる総合計画は、第7期計画の最終年となります。

これまで取り組んできました施策の評価を踏まえ、現状と課題をしっかりと捉えながら新年度において第8期総合計画を策定してまいります。

一方、人口減少問題は当町のみならず全国的に大きな課題として捉えられ、国においては昨年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と長期ビジョンを策定しました。

「地方創生」という動きの中で、少子化対策を中心に各自治体においてもそれぞれの地域に応じた総合戦略の策定が求められており、本町におきましても、国および道における政策分野の方針に準じ、総合計画との整合性も図りながら策定を進めてまいります。

また、このことに関連し、これまでも行ってきた人口・定住対策につきましては、町内に住んでもらう受け皿づくりとして、民間賃貸住宅の建設支援や持家の促進、空き家の活用などに引き続き住宅の確保に取り組んでまいります。

移住対策は「地方への新たな人の流れ」につながる施策として、引き続き移住相談への対応やお試し体験住宅の運用を行っていくほか、首都圏や中京圏への情報発信に取り組んでいくとともに、情報通信網を活用した企業のテレワークについても改めて可能性を検討してまいります。

制度活用から3年目を迎えます地域おこし協力隊も都市から地方への人の流れをつくり、生産年齢層の定住と雇用につなげていくものとして取り組みをしてまいります。

水の価値観が高まっている中で、多くのかたがたに本町を知ってもらい、興味を持ってもらうための方策の1つとしてペットボトル水を活用し、知名度の向上に継続的に取り組んでまいります。

新得駅前の再整備については、人を誘因する仕掛けとして、こういった機能を持たせるかといった面から、関係機関や大学などと連携をしながら具体案の検討を進めてまいります。

追加インターチェンジの整備につきましては、作成した協議資料をもとに関係機関と具体的な整備形態などを協議しているところであり、引き続き実現に向けて精力的に努力をしてまいります。

結び

以上、平成27年度の町政執行にあたり所信の一端を申し上げました。

町長に就任して、3期目の中間年となりましたが、今後も職員とともに知恵と力を結集して、「三世代のつどうまち」第3章を目指し、まちの活性化、人づくり、協働、安心・安全を視点に基幹産業の振興、安心できる生活環境の整備など15の重点施策実現のため、全力を尽くす決意であります。

議員各位のお力と、町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、町政執行方針の説明とさせていただきます。

〔浜田正利町長 降壇〕

◎菊地康雄議長 教育行政執行方針について説明を求めます。浦山教育委員長。

〔浦山兼一教育委員長 登壇〕

◎浦山兼一教育委員長 はじめに、平成27年定例第1回町議会が開催されるにあたり、教育行政の執行方針について申し上げます。

子どもたちが変化の激しい社会において、自立して生きていくためには基礎基本的な知識・技能を身につけ活用する力を育むことが必要であります。

本町においては、独自の「全町教育」により、知徳体のバランスのとれた子どもたちの育成を目指し、地域の子どもは地域一体となって育てるという取り組みを進めてまいります。

5年目を迎え、子どもに真の学力を育み、子どもの教育活動に積極的に関わることで、地域の連帯意識の向上や地域コミュニティ再生を目指します。

新年度については、自らの参画と意識の高揚によりつながりを大切にした広がりを目指し、学校・家庭・地域の連携協力の強化を図り、生涯学習の成果を地域社会に生かす取り組みをより具体的に推進してまいります。

以下、分野ごとに申し上げます。

1. 学校教育

1) 学校教育活動の充実

①全町教育を取り入れた授業の充実

学校教育においては、新得町ならではの全町教育の取り組みを生かし、土曜授業のモデル事業を実施してまいりましたが、環境が整わない中、多くの「地域の人材活用」や「体験学習」を中心に進め、学校・家庭・地域が一体となって、普段の授業では成し得ない多くの成果を得たところであります。

しかしながら多くの課題も見えてきたことから、新年度はさらに創意工夫を重ね、引き続き子どもたち自身が自ら学び活動する姿勢を育てるとともに、家庭や地域と連携を図り、子どもたちの生活習慣の改善と家庭学習の推進を図ってまいります。

②信頼される学校づくり

地域に開かれ信頼される学校づくりを進めるため保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、学校・家庭・地域の三者が連携協力をするとともに教育活動の成果や学校評価等を公表し、開かれた学校づくりを進めてまいります。

③確かな学力の向上

学校においては、児童・生徒の基礎、基本的な知識や技能の確実な定着を図るため、学ぶ意欲の向上のため授業の改善や学習環境の整備に努めてまいります。

また、家庭における学習習慣や生活習慣の定着に向け、学校と家庭が連携を図り、学力の向上を目指してまいります。

④体力・運動能力の向上

平成26年度は町内の小中学生の体力について公表いたしました。

町内すべての学校で、体力・運動能力の向上や体育の授業での目標として取り組んだ結果、小学生においては高い数値を示すことができましたが、中学生においては満足する結果とはなりませんでした。

今後は小学校から中学校への継続的な取り組みも課題として、体育の授業を中心に置き、スポーツ少年団や町民大学等々の社会教育活動を通じて運動の楽しさや喜びを実感させ、積極的に運動に取り組む意欲や態度の育成に努めてまいります。

⑤特別支援教育の充実

特別に支援を必要とする子ども一人ひとりに応じた細かな学習支援を継続してまいります。

通級指導教室では、通常学級で学習や生活面で特別な支援を必要とする子どもたちの、各教科の補充指導や自立支援に努めてまいります。

また、発達支援センターとの連携により、幼児から高校卒業まで、個々に応じた一貫した指導や支援が行われるよう、個別指導計画の作成や保護者や関係機関と連携・協力を図ってまいります。

⑥安全・安心の確保

子どもたちが、交通事故や犯罪被害、自然災害などの危険から自ら身を守ることができるよう、安全に必要な知識や危機対応能力の育成を図ります。

新年度は、全町教育なかよし学習塾において、子どもの視線での「防災教育」に取り組み、興味関心を得たところであります。

また、家庭、学校、地域社会が一体となり、子どもたちの安全安心の確保を引き続き実施してまいります。

さらに情報教育を通じて、有害情報から子どもたちを守る取り組みを推進してまいります。

⑦いじめ、不登校等の生徒指導の充実

いじめや体罰はいかなる理由があろうと人間として絶対に許されないという強い認識に立ち、保護者の理解・協力をいただきながら、未然防止に努め、早期発見・早期解決に取り組むとともに、教育相談の充実を図ってまいります。

不登校については、さまざまな要因が考えられることから一人ひとりの子どもに寄り添った支援をしてまいります。

2) 学校施設・備品、教員住宅等の整備

学校施設の老朽化により修繕を要する箇所が多数出てきておりますので、随時修繕を実施してまいります。

また、各学校で使用する教材やパソコン周辺の環境整備、図書や楽器・体育用具の購入など、教育環境の改善に努めてまいります。

教員住宅においては、随時修繕等により居住環境の整備を図ってまいります。

3) 学校給食の充実

学校給食につきましては、食事の大切さや望ましい食習慣を身につけさせることとともに、地域の文化や産業など郷土への理解を深めるため、地域に根ざした地産地消を進め、手作りによる、おいしい給食を提供してまいります。

昨年8月に異物混入により多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、あらためておわび申し上げますとともに、二度と繰り返さないために、調理工程における安全確認を徹底し、新しく作成した危機管理マニュアルに沿って事故防止対策を図ってまいります。

なお、新年度は老朽化した調理器具の更新や修繕を図るとともに、引き続き職員に対する衛生指導と食品の衛生管理の徹底に努めてまいります。

4) 新得高校の存続対策

道立新得高校につきましては、昨年の9月に北海道教育委員会から公立高校配置計画が出され、平成29年度募集停止が決定し、たいへん残念な思いであります。

そのような中で過日、平成27年度の出願状況が公表され、数々の町の支援策や高校での取り組みなどピーアール活動の効果もあり、他市町村からの出願者は昨年の13名から19名となりました。

一方、町内中学校からは昨年の14名から6名と減少し、町外と併せて25名となっております。

新年度においても、引き続き地元中学校から新得高校への進学を促すため、早期情報発信を進め、今後も新得高校や地域の関係団体と連携をさらに強化し、最後まで支援の取り組みを進めてまいります。

5) 道立特別支援学校

昨年9月、公立特別支援学校配置計画において本町に設置が決定し、現在は開校に向けての準備を進めているところであります。

今後は、北海道教育委員会による学科の設定後、平成28年4月開校に向けて校舎の改築、ならびに入学者募集の作業を進めていくと伺っております。

本町においては、地元としてできる環境整備を図ってまいります。

6) 新教育委員会制度への対応

平成27年4月から教育行政における責任体制の明確化や地域の民意を代表する首長との連携強化等を目的とした教育委員会の改革が実施されます。

その主な内容は、教育委員長と教育長を一体化した新「教育長」の設置、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、「総合教育会議」の設置、教育に関する「大綱」を首長が策定することです。

これらを踏まえ円滑に移行できるよう適時準備を実施してまいります。

2. 社会教育

社会教育では、各種学習機会を通して、自ら学び、考え、主体的に行動できる人材の育成に努めてまいります。

また、全町教育の趣旨に鑑み、学校・家庭・地域の連携を支援するとともに、三者が一体となった教育活動の取り組みを推進してまいります。

さらには、昨年から実施しております新得小学校の土曜授業を契機に、学校外においても、子どもたちが土曜日を有意義に過ごせるよう、体験活動機会の充実に努めてまいります。

1) 社会教育

町民一人ひとりが生きがいのある人生を築き、創造豊かな地域づくりを目指すため、町民大学においてはライフステージや地域課題に応じた各種講座を展開してまいります。

町の歴史や文化財は町民の財産であり、それらを後世に残していくことは、町の責務でもあります。

関係するかたがたのご意見を参考にしながら、歴史や文化財等の適正な保存や管理に努めるとともに、活用できるものについては、郷土学習などで積極的に活用を図ってまいります。

文化振興事業では、町内の児童・生徒を中心に、町民への優れた音楽を鑑賞する機会として、本町出身の指揮者、及川光悦氏が海外から招へいする演奏者によるピアノリサイタルを開催してまいります。

2) 図書館

図書館では、学童期からの読書習慣定着に向け、図書の充実とともに、絵本作家による読み聞かせ会や、夏休み・冬休みの工作教室など、各種事業を展開してまいります。

また、読書活動の拠点施設として、幼稚園、保育所、小中学校との連携を強め、町内の読書環境充実に一層努めてまいります。

その一環として、新年度に各小中学校図書館で導入する「蔵書管理システム」の運用にあたっては、図書館職員が学校に出向いて稼働までの準備作業を支援してまいります。

3) 社会体育

社会体育では、児童・生徒の体力向上を重点課題としながら、町民の健康増進と体力向上が図れるよう、地域と一体となってスポーツ活動に取り組みやすい環境づくりに努めてまいります。

また、スポーツ少年団活動等の支援のため、昨年夏に創設した屈足・新得間の路線バス運賃助成制度を継続するとともに、屈足地区の児童が町営温水プールを利用しやすくするため、交通手段の拡充について検討を進めてまいります。

本町発祥の「フロアカーリング」は、昨年の全国大会においても最多参加者数を更新しており、町内経済の活性化にも大きく寄与しているところであります。

今後も、町のスポーツとして、協会と連携を図りながら、町内での取り組み、さらには全国的な普及活動を推進してまいります。

4) 社会教育施設

本町の社会教育施設については、文化からスポーツまで、生涯学習活動の拠点として、町民の視点に立って利用しやすい施設運営を行っておりますが、いずれも老朽化が進んでおりますので、計画的な修繕や改修工事、備品更新等に努めてまいります。

サホロリバーサイド運動広場につきましては、全天候型舗装の400メートルトラック等の整備に向けて、昨年から調査・設計を進めており、関係者との議論を進めながら工事着工を目指してまいります。

結び

以上、教育行政執行にあたっての主な考え方を申し上げましたが、今後、さらに、本町教育の充実、発展に努めてまいりますので、町議会議員各位と町民の皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

[浦山兼一教育委員長 降壇]

◎菊地康雄議長 これをもって町政執行方針、教育行政執行方針および提出議案の説明を終わります。

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第16号から議案第28号までの議案につきましては、議長を除く11名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第28号までの議案については、議長を除く11名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決しました。

◎日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償について)

◎菊地康雄議長 日程第4、報告第1号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対し質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 ないようですので、この報告第1号については、これをもって質疑を終結いたします。

◎日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

◎菊地康雄議長 日程第5、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について、ご説明申し上げます。

人権擁護委員の候補者に、新得町西3条南6丁目2番地、佐々木裕二氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

佐々木氏は昭和23年9月生まれの66歳であり、平成24年7月から1期3年間、人権擁護委員を務められ、相談、啓発活動に積極的に取り組んでいただいているところであり、人格、識見とも適任でございますので、候補者として推薦するものでございます。

なお、任期は平成27年7月1日から平成30年6月30日までの3年間であります。どうぞよろしくお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、無記名投票をもって採決を行いたと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎菊地康雄議長 ただいまの出席議員数は12人ですが、議長を除くと11人です。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、4番、高橋浩一議員、5番、貴戸愛三議員、6番、廣山輝男議員の3名を立会人に指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、4番、高橋浩一議員、5番、貴戸愛三議員、6番、廣山輝男議員を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎菊地康雄議長 配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 配布漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

[投票箱点検]

◎菊地康雄議長 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。

本件は、人権擁護委員の候補者の推薦について、同意を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。
なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票および明らかなでない投票は、否と見なすことになっております。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

◎菊地康雄議長 投票漏れはありますか。
(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 投票漏れなしと認めます。
投票を終了しました。

これから開票を行います。

4番、高橋浩一議員、5番、貴戸愛三議員、6番、廣山輝男議員、開票の立会人をお願いいたします。

[開票]

◎菊地康雄議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数	11票、
そのうち有効投票	11票、
無効投票	0票、
有効投票中 賛成	11票、
反対	0票、

以上のとおり、賛成が全員であります。

よって、諮問第1号は、推薦に同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。11時15分までといたします。
(宣告 11時03分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。
(宣告 11時15分)

◎日程第6 議案第2号 十勝圏複合事務組合規約の変更について

◎菊地康雄議長 日程第6、議案第2号、十勝圏複合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。佐藤地域戦略室長。

[佐藤博行地域戦略室長 登壇]

◎佐藤博行地域戦略室長 議案第2号、十勝圏複合事務組合規約の変更について、ご説

明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、十勝圏複合事務組合の規約を次のとおり変更するものでございます。

右側、2ページを御覧いただきたいと思います。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、十勝圏複合事務組合教育委員会の組織体制についての所要の整理を行うため、同組合規約の変更につきまして、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。

改正の内容につきましては、十勝圏複合事務組合教育委員会に教育長を置くことを明記する条文の改正でございます。

前のページに戻りまして、本文の説明は、省略をさせていただきます。

なお、附則第1項といたしまして、この規約は、平成27年4月1日から施行するものとしております。

附則第2項では、施行日に在任する教育長および教育委員会組織の経過措置について規定しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[佐藤博行地域戦略室長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号 町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第7、議案第3号、町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。柴田議員。

[柴田信昭議員 登壇]

◎柴田信昭議員 議案第3号、町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

右のページ上段に記載されております提案理由でございますが、議会広報特別委員会の常任委員会化により、広報広聴活動の活性化を推進するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容でございますが、前のページに戻っていただき、条例中第2条に次の1号を加え、常任委員会の名称、委員定数、およびその所管について新たに規定するものであります。

条例本文の朗読は省略させていただきます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙後の選任から適用するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

[柴田信昭議員 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号 行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第8、議案第4号、行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。武田総務課長。

[武田芳秋総務課長 登壇]

◎武田芳秋総務課長 議案第4号、行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

下段の提案理由でございますが、行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴いまして、同法で新たに規定された行政指導する際の許認可等の権限を行使し得る根拠の明示、行政指導の中止等の求めおよび処分等の是正を求める手続規定の追加などの改正のため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

4ページを御覧ください。

改正内容であります。第33条第2項関係であります。行政指導に携わる者は、行政指導をする際に、許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対しまして、当該権限を行使し得る根拠条項等を示さなければならないことを規定しております。

第34条の2関係であります。法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、その行政指導が規定する要件に適合しないときは、行政指導の中止などをとることを求めることができることを規定してありまして、申し出を受けた町の機関は、その求めに応じて、必要な調査を行い、行政指導が規定する要件に適合しないと認めるときは、行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないことを規定しております。

第34条の3関係であります。

誰でもが、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされる処分または行政指導がされていないと思うときは、処分または行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、処分または行政指導をすることを求めることができることを規定いたしております。申し出を受けた町の機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、処分または行政指導をしなければならないことを規定しております。

その他の改正事項といたしまして、用語整理を行っております。

また、当該条例を引用しております、町税条例の条項についても整理しております。条例本文の朗読は省略させていただきます。

3 ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、第1項、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

第2項では、当該条例を引用しています、町税条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

〔武田芳秋総務課長 降壇〕

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第4号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号 保育の必要性の認定に関する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第9、議案第5号、保育の必要性の認定に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木児童保育課長。

〔鈴木貞行児童保育課長 登壇〕

◎鈴木貞行児童保育課長 議案第5号、保育の必要性の認定に関する条例の制定について、ご説明いたします。

1枚おめくりください。

ページ数で3ページ中段の提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の制定に伴い、保護者が子ども・子育て支援法の適用を受けるためには、市町村の保育の必要性の認定を受ける必要があり、同法の規定に基づき、保育の必要性の認定に関する基準等を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

4ページを御覧ください。

現行の保育の実施に関する条例との主な変更点ですけれども、①就労に関する規定の対象拡大と⑥求職活動⑦就学⑧虐待・DV⑨育児休業時の継続利用の際の規定が拡大をされております。

条例の本文ですけれども、条例は全部で4条で構成されております。

第1条では条例の趣旨を、第2条では用語の定義を、第3条では保育の必要性の認定基準を、第4条では規則への委任について定めております。

附則といたしまして、第1項で施行期日を平成27年4月1日から、第2項では、従前までの基準、保育の実施に関する条例を廃止、第3項では経過措置を規定いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[鈴木貞行児童保育課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号 保育所条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第10、議案第6号、保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木児童保育課長。

[鈴木貞行児童保育課長 登壇]

◎鈴木貞行児童保育課長 議案第6号、保育所条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

下段の提案理由でございますが、定員の適正化および子ども・子育て支援法の制定に伴い、保育所を利用する児童の規定等が見直されることから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

条例の本文の改正点をご説明いたします。

第1条中の「保育に欠ける」を「保育の必要性のある」に改める。

第2条表中、新得保育所の定員について「70人」を「100人」に改める。

第5条は、新たに特定教育・保育施設の利用者等に関する条例等で規定するため削り、以下、条文を1条繰り上げるものであります。

附則といたしまして、施行月日を平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[鈴木貞行児童保育課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。2番、青柳議員。

◎青柳茂行議員 第2条の新得保育所の定員、70人から100人にするということで、増えるということはいいことなのかなと思いますけれども、この定員につきましては、平成9年4月10日の第1回臨時議会で当時120名を70名にすると。屈足は90名を60名にす

るというふうに変更されていますけれども、当時、子どもさんの数が減少気味ということで、70名にしたということになっていますけれども。

今回は、現状でいえば、新得保育所は八十数名の子どもさんがたが入所しているということですが、70名が100名になったという、その背景がどういうことなのかということと。

それから、屈足はどうなるのかなということですね。その点について、ちょっとお聞きしたいと思います。

◎菊地康雄議長 鈴木児童保育課長。

◎鈴木貞行児童保育課長 新得保育所の定員が70名から、今回、100名ということで増えるわけなんですけれども。平成9年に当時60名入所ということで、当時の平均的な入所で70名が妥当ということで改正をしたと思うんですけれども。現在、入所が90名を超えているような状況が、3年、4年と続いております。

このことにより、国のほうの児童福祉施設の最低基準というのがございまして、それぞれ待機児童を出さないという意味合いで、国のほうでは定員を増やす形でそれぞれ何回かに分けて、基準をオーバーしても入所可能ということで通知が来ております。

それで、平成24年の段階で、十勝振興局のほうから必要面積により、1歳児、0歳児の面積があるんですけれども、その人数が若干定員より少ないというのですか、もう少し、今、70名なので、こちらのほうは必要面積に改めるように指導が、平成24年の当時ありまして、その後26年のときに、補正で保育所の改築を行いまして、定員を受け入れるようにしております。

そのことによりまして、今回、90名の定員がおりますので、その合った人数に今回、条例を訂正しようかということで、提案をいたしているところであります。

屈足の保育の施設については、検討委員会で今、改築の検討をしておりますので、今後、人数については検討していきたいと思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 2番、青柳議員。

◎青柳茂行議員 定員が増えた要因といいますか、理解できました。それと、職員の数はどういうふうになるのか。増えるのか、現状のままなのか、聞きたいと思います。

◎菊地康雄議長 鈴木児童保育課長。

◎鈴木貞行児童保育課長 職員の数ですけれども、現状もそれぞれ、1歳児、0歳児、2歳、3歳、4歳と、それぞれ1人あたりの保育士の人数というのは決まっております。その人数を国の基準のとおり、配置をいたしております。今後もその予定で対応したいと思っております。

◎菊地康雄議長 2番、青柳議員。

◎青柳茂行議員 今、90名が入所しているということで、職員の現状の数では、子どもさんの数を見るのに大変だというような話も、ちょっと伺っているんですね。

ですから、聞くところによると、1人の保育士さんでだいたい3.5人分ぐらいの子どもさんを見ているという話をちょっと聞いたんですけれども、それではちょっと多すぎるという話を伺ったんですけれども、その国の基準という何人ぐらいなのか。

現状、乳幼児から年長さんまで入れると、特に小さい子どもさんは手がかかるということで、その辺の現状はどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

◎菊地康雄議長 鈴木児童保育課長。

◎鈴木貞行児童保育課長 それぞれ国の定員につきましては、0歳児でいきますと6カ

月以上なんですけれども、乳幼児が3人に対して1人、それと、1歳児、2歳児につきましては、乳幼児6人につきましては1人、3歳児につきましては、乳幼児20人につきましては1人、4歳児、5歳児につきましては、乳幼児が30人に対して1人の保育士での配置ということになっております。

それと、今、人数が増えているということでしたので、町のほうではこれ以外に支援を要するということですか、少し手助けをするという意味合いで、支援員をそれぞれの年齢のお子さんがある場合、支援員、今、新得で8名の支援クラスのほうに配置して、万全を期しているところであります。以上であります。

◎菊地康雄議長 ほかに。7番、長野議員。

◎長野章議員 青柳議員とちょっとかぶるかなというふうに思うんですけれども。定員、70人から100人にするということですから、さきほどちょっと話がありましたけれども、改築をしたということなんですけれども、本当に改築したときに100人まで対応できるような改築をしたのか。

それから、平成9年のときに、落としたときとか、今の施設でどのくらいまで人をとるか、使用できるのか。そこら辺、施設的にちょっと心配するのは大丈夫なのかという気がするんですけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

◎菊地康雄議長 鈴木児童保育課長。

◎鈴木貞行児童保育課長 必要な面積上の人数ですけれども、現在の平成26年に改築いたしましたのは、午睡室、お昼寝する部屋を保育室に変更してございます。従前あった午睡室はホールのほうでベッドで今、寝ているところなんですけれども。

それで、面積のほうから可能人数ということ逆算しますと、年齢にもよるんですけれども、127名までは現行の面積では可能なのかなということで試算をしております。以上であります。

◎菊地康雄議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第6号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援に関
する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第11、議案第7号、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺保健福祉課長。

[渡辺裕之保健福祉課長 登壇]

◎**渡辺裕之保健福祉課長** 議案第7号、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

2ページをめぐっていただきまして、下段にあります提案理由でございますが、国の指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容といたしましては、条例の第33条、指定介護予防支援の具体的取扱方針に、事業者に対して介護予防訪問看護計画書の提出を求めることができることおよび、事業者は支援に向けた検討を行うために資料、情報の提供の協力に努める旨の規定を追加し、ならびに号の移動と字句の訂正を行っております。

条例本文の説明は省略させていただきます。

次に附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[渡辺裕之保健福祉課長 降壇]

◎**菊地康雄議長** これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎**菊地康雄議長** これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎**菊地康雄議長** 討論はないようですので、これから議案第7号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎**菊地康雄議長** 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号 指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎**菊地康雄議長** 日程第12、議案第8号、指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺保健福祉課長。

[渡辺裕之保健福祉課長 登壇]

◎**渡辺裕之保健福祉課長** 議案第8号、指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

右のページにあります提案理由でございますが、国の「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、複合型サービスは、具体的に分かりやすいように、訪問看護および小規模多機能型居宅介護の組み合わせにより提供されるサービスとなったため、本条例の一部を改正するものであります。

条例本文の説明は省略させていただきます。

次に附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[渡辺裕之保健福祉課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第8号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号 平成26年度新得町一般会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第13、議案第9号、平成26年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第9号、平成26年度新得町一般会計補正予算、第11号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,977万4,000円を追加し、予算の総額を69億8,745万9,000円とするものでございます。

第2条から第4条までの繰越明許費の追加、債務負担行為の追加、地方債の変更は、それぞれ第2表から第4表までによるものでございます。

4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費では、社会事業授産施設改築事業補助金以下6事業について、完了が27年度中になるため、翌年度に繰り越して使用できる金額の限度額を計上してございます。

5ページに移りまして、第3表、債務負担行為補正では、大家畜特別支援資金の融通に伴う利子補給について計上してございます。

1枚めくりまして、6ページの第4表、地方債補正では、2事業の限度額の変更について計上してございます。

続いて、歳入歳出予算の説明に移りますが、今回の補正は、年度末ということもありまして、歳入歳出ともに、事業の実績や決算見込みによる執行残や不用額の整理および、歳入の整理に伴う財源移動を全般にわたり行ってございます。

人件費・賃金についても、人事異動や退職等による補正をそれぞれ計上してございます。

主なものについてご説明いたします。

歳出の19ページをお開きください。

中段の2款、総務費、一般管理費、11節、需用費では、役場庁舎コピー代に不足が見込まれるため、印刷製本費を増額してございます。

1枚めくりまして、20ページを御覧ください。

上段の2款、総務費、文書広報費、11節、需用費では、広報紙のページ数が当初見込みより増えたため、所要額を増額してございます。

21ページに移りまして、企画費、中段の19節、負担金、補助及び交付金では、地方生活バス路線維持およびコミュニティバス運行事業において、国の制度改正に伴い経常費用が増加したことから、補助金をそれぞれ補正してございます。

飛びまして、28ページをお開きください。

3款、民生費、上段の20節、扶助費では、乳幼児医療費、重度心身障がい者医療費、ひとり親家庭等医療費、老人保護措置費、障がい者自立支援給付費について利用増に伴う見込額をそれぞれ増額してございます。

28節、繰出金では、国民健康保険事業特別会計につきまして、補てんの繰出金を増額いたしております。

29ページに移りまして、上段の保健福祉センター管理費、15節、工事請負費では、保健福祉センターの管理体制の変更予定に伴い、監視カメラ設置等の工事費を新たに計上してございます。

1枚めくりまして、30ページをお開きください。

中段の常設保育所費、18節、備品購入費では、寄付金を財源として庁用備品を増額しております。

へき地保育所費では、トムラウシ保育所の開設に伴う事前準備用として、備品購入費を新たに計上してございます。

31ページに移りまして、上段の子育て支援費、11節、需用費では、子どもセンターなかよしに係る光熱水費を補正してございます。

18節、備品購入費では、寄付金を財源として保育用備品を増額してございます。

飛びまして、34ページをお開きください。

4款、衛生費の清掃費、上段の19節、負担金、補助及び交付金では、額の確定に伴い、十勝圏環境複合事務組合負担金を増額してございます。

1枚めくりまして、36ページをお開きください。

6款、農林水産業費の農業振興費、19節、負担金、補助及び交付金では、国の経済対策に伴い、新規就農者の就農後の定着を図るための支援制度であります、青年就農給付金事業を増額してございます。

また、1経営体が導入する農業機械が事業採択の見込みとなりましたので、強い農業づくり事業補助金を増額してございます。

つづきまして、38ページをお開きください。

農地費、上段の14節、使用料及び賃借料では、明きょ排水路除雪用の建設機械借上料に不足が見込まれるため、所要額を補正してございます。

39ページに移りまして、農村総合整備事業費、15節、工事請負費では、農業基盤整備促進事業が採択の見込みとなったため、佐幌屈足28号道路改良舗装事業を増額してございます。

なお、事業の完成が年度をまたぐため、繰越明許費による次年度への繰り越しを予定してございます。

つづきまして、44ページをお開きください。

中段の7款、商工費の観光費、18節、備品購入費では、寄付金を財源としてイベント用備品を新たに計上してございます。

19節、負担金、補助及び交付金では、新得観光振興公社への運営費補助および公社が緊急に修繕した修繕費相当額として、国民宿舎経営強化事業補助金を新たに計上してございます。

狩勝高原整備費、11節、需用費では、狩勝トイレ等の光熱水費について増額してございます。

45ページに移りまして、8款、土木費の道路新設改良費、11節、需用費では、ロードヒーティング電気料に不足が見込まれるため補正してございます。

1枚めくりまして、46ページをお開きください。

中段の住宅管理費、15節、工事請負費では、新生団地に係る外部改修費について増額してございます。

なお、外部改修事業については、26年度補正事業採択のため完成が年度をまたぎますので、繰越明許費による次年度への繰り越しを予定してございます。

47ページに移りまして、10款、教育費の事務局費、11節、需用費では、事務局コピー代に不足が見込まれるため、印刷製本費を増額してございます。

飛びまして、51ページを御覧ください。

中段の保健体育費の公園・スキー場管理費、12節、役務費では、サホロリバーサイド運動広場拡張計画に係る開発行為申請手数料を新たに計上してございます。

学校給食費、11節、需用費では、燃料費および光熱水費を増額しております。

町営温水プール管理費、11節、需用費では、電気料に不足が見込まれるため、所要額を補正してございます。

1枚めくりまして、52ページをお開きください。

11款、公債費、元金では、臨時財政対策債の一部繰上償還等に伴い、長期債元金を増額してございます。

次に歳入の主なものについて、ご説明をさせていただきます。

戻りまして、8ページをお開き願います。

1款、町税では、決算見込みにより、それぞれ補正してございます。

10款、地方交付税では、普通交付税の確定に伴い増額しております。

9ページから11ページにかけての12款、分担金及び負担金、13款、使用料及び手数料、14款、国庫支出金では、決算見込みにより増減を行ってございます。

つづきまして、12ページをお開きください。

中段、15款、道支出金の農業振興費補助金では、青年就農給付金事業および強い農業づくり事業に係る財源として、それぞれ補助金を増額してございます。

つづきまして、13ページを御覧ください。

下段、財産収入では、財産運用収入、財産売却収入の実績見込みに基づきまして、それぞれ補正をいたしております。

1枚めくりまして、15ページの17款、寄附金、総務管理費寄附金では、総務管理用として札幌市横山昭氏から、児童福祉費寄附金では児童福祉事業用として、石川県金沢市植村英彦氏以下39名のかたから、農林水産業費寄附金では農業振興用として、札幌市板東美恵子氏以下3名のかたから、動物保護用として東京都港区角光清美氏から、商工費

寄附金では商工振興用として匿名のかた4名から、観光振興用として東京都江戸川区箕浦富雄氏、千葉県四街道市結城まゆみ氏以下3名のかたから、それぞれご寄付をいただきましたので補正をしてございます。

1枚めくりまして、16ページを御覧ください。

18款、繰入金、財政調整基金繰入金では、今回補正の財源調整として増額してございます。

20款、諸収入は、決算見込みによりそれぞれ補正してございます。

17ページに移りまして、21款、町債では、事業費の確定などに伴う起債額の変更を行っております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第9号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号 平成26年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第14、議案第10号、平成26年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第10号、平成26年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ832万3,000円を追加し、予算の総額を8億3,005万7,000円とするものでございます。

6ページの歳出をお開きください。

1款、総務費、19節、負担金、補助及び交付金では、各団体の負担額の決定に伴い、道国保連合会および十勝圏複合事務組合負担金を増額し、国保総合システム運用負担金を減額してございます。

3款、後期高齢者支援金では、額の確定に伴い増額してございます。

10款、諸支出金では、平成25年度保険給付費等の精算確定に伴い、療養給付費等負担金、特定健康診査・保健指導負担金、財政調整交付金に係る返還金を新たに計上してございます。

4ページに戻りまして、歳入を御覧ください。

1款、国民健康保険税については、実績見込みにより補正を行っております。

5 ページに移りまして、8 款、繰入金、その他一般会計繰入金では、歳入の実績見込みや諸支出金の増に対応するため、補てんの繰入を増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第10号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 5 議案第 1 1 号 平成 2 6 年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第15、議案第11号、平成26年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第11号、平成26年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ407万6,000円を減額し、予算の総額を9,915万7,000円とするものでございます。

5 ページ、歳出をお開きください。

2 款、広域連合納付金では、広域連合の決算見込みにより、事務費、保険基盤安定分を減額してございます。

戻りまして、4 ページの歳入を御覧ください。

2 款、繰入金では、今回補正の財源調整のため、一般会計繰入金を減額しております。

3 款、繰越金は、前年度繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第11号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第12号 平成26年度新得町介護保険特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第16、議案第12号、平成26年度新得町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第12号、平成26年度新得町介護保険特別会計補正予算、第4号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ35万8,000円を追加し、予算の総額を6億4,525万7,000円とするものでございます。

7ページ、歳出をお開きください。

1款、総務費、一般管理費では、介護報酬の改定に伴い、システムの改修が必要となったため、自治体情報システム協議会への負担金を新たに計上しております。

介護認定審査会費では、西十勝介護認定審査会負担金の増加に伴い補正しております。

7ページ下段から12ページにかけての2款、保険給付費と3款、地域支援事業費では、それぞれ実績見込みによる補正と、補正に伴う財源の移動を行ってございます。

戻りまして、4ページから5ページの歳入を御覧ください。

1款、介護保険料では、決算見込みによる補正をいたしております。

2款、国庫支出金、3款、道支出金、4款、支払基金交付金、6款、繰入金までの各歳入は、歳出の実績見込みにより、それぞれの負担分について増減の補正を行ってございます。

7款、繰越金は、前年度繰越金の補正でございます。

1枚めくりまして、6ページをお開きください。

8款、諸収入では、実績見込みにより、それぞれ補正しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第12号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第13号 平成26年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第17、議案第13号、平成26年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第13号、平成26年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算、第3号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ393万5,000円を減額し、予算の総額を8,943万9,000円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開きください。

1款、事業費の一般管理費、3節、職員手当では、時間外勤務手当について、補正しております。

11節、需用費では、上佐幌浄水場に係る電気料に不足が見込まれるため、所要額を増額してございます。

委託料および工事請負費は執行残の整理でございます。

4ページに戻りまして、歳入を御覧ください。

1款、使用料及び手数料、2款、道支出金では、決算見込みにより増減の補正をいたしております。

3款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入金を減額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第13号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。午後1時までといたします。

(宣告 12時01分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時00分)

◎日程第18 議案第14号 平成26年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第18、議案第14号、平成26年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第14号、平成26年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、

第2号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ557万円を減額し、予算の総額を2億3,552万1,000円とするものでございます。

3ページをお開きください。

第2表、地方債補正は、事業費の確定に伴う限度額の変更でございます。

つづきまして6ページ、歳出をお開きください。

1款、事業費の一般管理費、19節、負担金、補助及び交付金では、退職手当組合に係る負担金を増額してございます。

終末処理場管理費および事業費では、今年度の事業の確定や実績見込みにより、執行残および不用額の整理を行っております。

5ページに戻りまして、歳入を御覧ください。

1款、分担金及び負担金、2款、使用料及び手数料、3款、国庫支出金では、実績見込みにより補正を行っております。

4款、繰入金は、今回の補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入金を減額してございます。

7款、町債は、起債対象事業費の確定に伴う補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

〔田中透嗣副町長 降壇〕

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第14号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第15号 平成26年度新得町水道事業会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第19、議案第15号、平成26年度新得町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

〔田中透嗣副町長 登壇〕

◎田中透嗣副町長 議案第15号、平成26年度新得町水道事業会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

今回の補正は、水道事業会計の決算見込みによる消費税の申告納付予定額の変更によるものでございます。

ページをめくって、2ページの収益的支出の表を御覧ください。

1款、事業費、営業外費用、支払利息の3節、消費税を増額してございます。

次の3ページから6ページにかけては、今回の補正に伴うキャッシュフロー計算書等

の資料でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第15号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 意見案第1号 「外形標準課税」の適用拡大に反対する要望意見書

◎菊地康雄議長 日程第20、意見案第1号、「外形標準課税」の適用拡大に反対する要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第1号は総務厚生常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

◎休 会 の 議 決

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

議案調査のため、3月5日から3月15日までの11日間、休会することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、3月5日から3月15日までの11日間、休会することに決しました。

◎散 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 13時03分)

平成27年第1回新得町議会定例会（第2号）

平成27年3月16日（月曜日）午前10時開会

○議事日程

日程番号	議件番号	議件名等
		諸般の報告（第2号）
1		一般質問

○会議に付した事件

諸般の報告（第2号）
一般質問

○出席議員（11人）

1 番	齊 藤 美代子	議員	2 番	青 柳 茂 行	議員
3 番	宗 像 一	議員	4 番	高 橋 浩 一	議員
5 番	貴 戸 愛 三	議員	6 番	廣 山 輝 男	議員
7 番	長 野 章	議員	8 番	若 原 敏 勝	議員
9 番	柴 田 信 昭	議員	10 番	湯 浅 亮	議員
11 番	吉 川 幸 一	議員			

○欠席議員（1人）

12 番 菊 地 康 雄 議員

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	浜 田 正 利
教育委員会委員長代理		飯 田 泰 雅
監 査 委 員		吉 岡 正

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副 町 長 田 中 透 嗣

総 地 町 保 施 産 児 産 産 屈 出 庶 財	務 域 健 設 業 童 業 業 足 納 務 政	戦 民 福 設 業 保 課 課 支 室 係 係	略 課 祉 課 課 育 長 長 所 室 係 係	長 長 長 長 長 佐 佐 長 長 長 長	武 佐 石 渡 畑 鈴 鈴 福 広 若 長 小 東	田 藤 塚 辺 中 木 木 原 田 原 川 林 川	芳 博 将 裕 栄 義 貞 浩 正 俊 貢 健 恭	秋 行 照 之 和 夫 行 之 司 隆 一 利 一
---	--	--	--	---	---	---	---	---

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 学 社	校 会	教 教	育 育	課 課	長 長 長	斉 木 岡	藤 村 田	仁 秀 徳	光 彦
-------------	--------	--------	--------	--------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長	初 山 一 也
------------------	------------------

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 記 書	西 菊 山 地 喜 代 司 克 浩
----------------------------	---

◎開 議 の 宣 告

◎吉川幸一副議長 本日の欠席届け出議員は、12番、菊地康雄議長の1人です。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 10時00分)

◎諸般の報告（第2号）

◎吉川幸一副議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第1 一般質問

◎吉川幸一副議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◎吉川幸一副議長 7番、長野議員。

[長野章議員 登壇]

◎長野章議員 私は今回の一般質問で、人口問題についてお伺いしていきます。本町にとっては、たいへん重要課題であり、この問題はたいへん難しい問題と認識しております。

しかし、この問題については、やはりみんなで考え、知恵を出し合わなければならない問題というふうに思いますので、質問させていただきます。人口対策はということで。

1. 人口対策は

私は、人口対策については、2010年12月の一般質問でも行いました。そのときに「定住対策、産業の振興、少子高齢化対策など各種施策を実施してきたが、厳しい経済環境や少子高齢化が進む中であって、人口減少に歯止めがかからない」との町長の答弁をいただいております。

さて、昨年、日本創生会議は、十勝管内の13町村で2040年時点で、20歳から30歳の女性は現在の半分以下なるなど、「消滅可能性がある自治体」の現実味が浮き彫りになりました。本町においても20歳から39歳の女性の減少率は、64.6パーセントと推計されております。

国も人口減少に向けた政策推進を掲げ、「まち・ひと・しごと創生法案」の今国会の成立を目指し、同法は人口減少の抑制、東京一極集中の是正などに向け、国が5年間の総合戦略を策定すると定めています。

北海道も、人口減少問題に対応するために庁内に人口減少問題対策室が設置され、「地域の特性に応じた子育て支援の充実」、「北海道の強みを生かした企業誘致」、「交流人口の拡大」などが検討されております。

十勝管内では、人口対策の検討委員会が設置され、子育て、高齢者福祉、雇用等、将来にわたって生き残ることのできる政策の提言を委員会に求めているところもあります。

本町においても、早い時期から人口問題について検討されてきたと思います。今後の

取り組みについてお伺いしたいと思います。

◎吉川幸一副議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 長野議員のご質問にお答えいたします。

人口減少問題につきましては、国全体の極めて深刻な課題でありまして、国では少子高齢化に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけることや、東京圏への人口の集中を是正することなどを目的として、昨年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定いたしました。

これに基づき、出生率の向上や東京一極集中の是正、経済成長力の確保などをまとめた「長期ビジョン」と、その達成に向けた「総合戦略」を策定し、人口問題に対応していくこととしています。

総合戦略の基本目標は、4点からなっております。

1点目は、地方における安定した雇用を創出すること。2点目は、地方への新しい人の流れをつくること。3点目は、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえること。4点目は、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携することとしており、これらの目標に向けた各種施策に取り組むとともに、都道府県、市町村における地方版総合戦略の策定も求められております。

こうした流れの中で本町においても、将来の人口ビジョンと総合戦略を策定していきますが、戦略の柱は、国の基本目標と整合性を取りつつ、現在策定を進めている第8期総合計画との整合性も考慮し、平行して作業を進めていきます。

また、策定にあたっては、役場組織全体での認識共有と検討体制をつくっていくほか、町内各界から構成する検討委員会や若者のワーキンググループの設置などとともに、議会とも十分協議しながら策定を進めていきたいと考えております。以上であります。

◎吉川幸一副議長 7番、長野議員。

◎長野章議員 ご答弁をいただきました。本町にとって、たいへん重要な人口問題であります。

人口減対策では、北海道新聞社が全道の世論調査の結果を発表いたしました。それによりますと、人口減対策では、子育て、雇用対策が重要であるという、そういうアンケート結果が出ております。私も全く同じような考えであります。

また、この調査では市部では子育て支援が半数。たぶん、市部では保育所やなんかが足りないのではないかなというふうに思いますから、そういうことで半数と。

そして、町村部ではどういうことが求められているかという、産業政策がやはり最大で46パーセントという、そういう傾向が分かれています。

人口減対策として、少子高齢化対策に取り組んでいますが、なかなか人口増にはならない状況と思われます。そこで、私なりに2点ほど提案したいというふうに思いますが、実現可能かということはなかなか難しい問題でもあるかと思いますが。

今朝も新聞で四国の香川県の上川町でしたか、名前を間違っていましたら申し訳ないですけれども、この間創生セミナーで来られた町のかたでないかなと思いますけれども、新聞に載っていました。

やはりいろんなことをやらなければなかなか前に進んでいけないというふうに思いますので、こんなことかというふうに思うかもしれませんが、まず聞いていただいて、ぜひ検討していただければなというふうに思います。

まず1点目は、子育て関係でありますけれども、私は保育料の無料化というか、可能かどうか分かりませんが、ぜひ検討していただけないかなというふうに思っています。これは、子育て環境を整備して、経済的負担の軽減を図ることによって、人が住んでいただけるという、そういうことを考えて保育料を無料にしてはという提案でございます。

2点目としては、さきほど道新の発表でありました産業政策ですけれども、若い人への家賃の助成と。私はこれは5年間程度、新卒で、例えば高校卒業で新得に来られて、仕事に就かれたと。恐らく20万円以下の月給でないかなというふうに思いますので、その中で本町でいろんな施策で整備されているアパートに入るとしたら、3、4万円のお金はかかると思います。そうすると、この新卒のかたがなかなかそういったところには住めないということから、そればかりが原因ではないというふうに思いますけれども、なかなかしっかりとした移住をしてもらえないというようなこともあるかというふうに思ひまして、5年間程度ですけれども、どのくらいがいいのかなというふうに思いますけれども、いろんなアパートの家賃によるんですけれども、3万5,000円から4万円ぐらいだとすると、2万円ぐらいの約半分ぐらいの助成をある程度、給料が上がってくるまで助成してはどうかというようなことで、ちょっと考えて。そうすると、雇用が非常にスムーズにいくのではないかと、それで住んでいただけるのではないかなというふうに思っています。

これは、本人になかなかそういった助成が難しいのであれば、雇用した企業に、住宅手当を出すかどうかは、その企業によって分かりませんが、企業にひとつそういう助成をしてもいいのではないかと。これは、個人でも、企業でも、どちらでもいいんじゃないかなというふうに一応考えてみましたので、ぜひ考えていただければというふうに思います。

もう1点、産業施策の関係ですけれども、企業誘致の取り組みなんですけれども、元企画調整課の中で企業誘致を専門にするかたがたぶんおられて、活動というかをされていたと思うんですけれども、それを復活してはどうかというふうに思っています。

やはりさきほども、道新の世論調査じゃないですけれども、なかなか産業がしっかりとしないと、こういった町、村までは人が来ないというようなこともありますし、ぜひそういうふうなことを考えていただければというふうに思います。

この間セミナーでもお話しがありましたけれども、やはり企業が来るときに人がいなければ、なかなか企業も来れないということですから、できればその企業が人を連れて来てくれるような企業を、そういうところをやはり探すというか、そういうふうにしてはどうかというふうなことで。

実現可能かどうかというのは、なかなか難しいですけれども、東京辺りで、新得出張所ぐらいの気持ちを持って常駐する人を置くぐらいの気持ちで、やはり企業誘致というのは取り組んでいかなければ、なかなか町長が仕事の合間にあいさつに行つてというのは、それでは企業誘致にはやはり難しいというふうに思っています。それでも十分やっておられるというふうには認識はしておりますけれども、本当に企業誘致をするのであれば、やはりそういう考えというのはあってもいいのではないかなと。

このときには、やはり東京ふるさと会の皆さんにお世話になりながら、紹介をさせていただいて、一緒に連れて行っていただいて、企業とそういうお話しをさせていただくという、それにはさきほど言いましたとおり、5人、10人の会社でも結構ですから来てい

ただいて、人も一緒について来ていただけるような、本来であれば50人ぐらいの規模の工場というか、会社が来ていただいて、そこに人がついて来ていただければ、たいへんありがたいことなんですけれども、なかなかそういうことにはならないのではないかなというふうに思いますので、まず、この間のセミナーの引用をするわけではないですけれども、ああいった取り組みもいいんじゃないかなというふうに思っております。

企業誘致が進めば仕事も増える。仕事が増えてくれば人も増えるというようなことで、ぜひこの問題について実現していただくように努力をしていただければなということ、この提案というか、私の夢を語らせていただきたいと思いますので、町長もそういった考えがあれば、また、夢みたいのがあれば、ご答弁いただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

◎吉川幸一副議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えをさせていただきます。

今、自分自身のある意味、町政に対する心境というのはなりふり構わずという、そういう思いを今、持っております。ご提案いただいたことにつきましても、真摯（しんし）に検討させていただきたいというふうに思っています。

その上で、この間の町長就任以降の基本的な財政運営をちょっとお話しさせていただきますけれども、受益のあるものは、私は負担するべきだというのは、この間の財政運営の考え方の1つ。その上で、将来の町民のかたがたの負担をなくすというのが、もう1つの考え方の中で、進めさせてきております。

現実の問題として、やはり財政というものをどうしても抜きにして語れない部分もありますので、その辺のバランスを判断しながら、提案をいただいたことにつきましても、議論を深めていきたいというふうに思っております。以上であります。

◎吉川幸一副議長 7番、長野議員。

◎長野章議員 堅実な財政運営をしていることは、私も十分認識をしております。

しかし、この人口問題、なかなか進まないし、いろんな手を打っても急激にはなかなか進まない問題ではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ長い目で見ながら、一定程度お金がかかるところは、これは仕方がないのかなというか、町民の皆さんにご理解をいただきながら、この人口問題に取り組んでいただきたく、私から要望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

[長野章議員 降壇]

◎吉川幸一副議長 6番、廣山議員。

[廣山輝男議員 登壇]

◎廣山輝男議員 それでは、私のほうから1項目のみ、森林・林業政策の強化・発展にむけてということで、質問させていただきたいと思います。

1. 森林・林業政策の強化・発展にむけて

平成24年度から、国は森林・林業政策の枠組みとして「森林・林業再生プラン」を樹立しました。このことで生産力強化、効率的流通、需要拡大を旨に、10年後には木材自給率50パーセントを目指してスタートしています。

一方で、森林・林業の振興を求めながらも、山村地域は林業の低迷、就業機会の減少等過疎化、高齢化に伴う山村機能の低下が進んでいます。新得町においても、林業の再生を掲げて一定の取り組みをしてきましたが、今後はさらなる積極的な姿勢と「森林・

林業政策」を従来に増して強化・発展させ、新得町の活性化へ全力を挙げることが必要と考えます。

そのため、林業・木材産業の振興、新規就労者の確保を含めた担い手の養成・育成、新たな技術開発・普及で地域材の需要創出等の取り組みを提起したいと思います。

以下３点についての建設的なご回答を伺いたいと思います。

１点として、ＣＬＴ、クロス・ラミネイティド・ティンバーと言いまして、略称クロスラミナパネル、直行型集成材と端的に言ったほうがいいかもしれません。ＣＬＴ工法等の木材技術が開発でモデル施設工事の一部で実行されておりますが、本格的な「ＣＬＴ加工製造施設」の建設を十勝レベルで新得町に建設するよう検討してはどうか、１つは伺っていきたいと思います。

２点目には、人材育成策に向け、地域の事業体とも支援・協力し、森林・林業従事者の養成に向けた「林業研修所」（仮称）の創設を求めたいと思います。

３点目に、十勝管内的な取り組みとして、「森林認証制度」を新たに制度化する動きがあります。このことは、適切な森林管理、持続可能な森林経営が行われている森林と、流通加工業者を審査、認証し、加工された木材や木製品の認証機関ごとに、独自のマークを伏して区別する制度としています。

町としても参加はもとより、積極的な支援も含めた取り組みが必要と考えますが伺います。以上です。

◎吉川幸一副議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 廣山議員のご質問にお答えいたします。

本町にとって、森林・林業政策の重要性というものを認識した上で、答弁をさせていただきます。

お話しのありましたＣＬＴは、木材の繊維を縦横交互に貼り合わせ、断熱性や遮音性に優れたパネルの集成材であり、道内では、留辺蘂町の民間業者が中心となり、道産材のカラマツのモデル施設の建設を行っております。

一方、国は2016年度にも、ＣＬＴの使用にかかる建築基準法の使用基準を定める見通しであり、今後、普及に向けての取り組みが進むと考えております。

ご質問のＣＬＴ加工製造施設の建設については、ＣＬＴ材の需要や原木の調達など、十勝全体での木材の有効活用に向けた検討が必要なことから、関係機関との情報交換をしながら、地元林業事業体と勉強を進めていきたいと考えております。

２点目の人材育成対策に向けた「林業研修所」創設についてであります。町内の林業事業体の就業者数は46名であります。

年齢構成を見ますと、30歳未満が9パーセント、一方、60歳以上が28パーセントとなっており、林業事業者のみならず、林業関連企業全体においても、高齢化および担い手不足が深刻化していると認識しております。

現在、林業技術者・技能者の育成を図るため、「緑の雇用」や「地域おこし協力隊」制度など、国の事業を活用し、新規就業者を確保するための取り組みを行っております。

提案のあります林業研修所につきましては、必要性については認識をしておりますので、今後、既存の林業事業体での研修が可能かなど、林業施設の形態について関係機関と連携・協力し、検討していきたいと考えております。

３点目の森林認証制度についてですが、森林認証制度は、独立した第三者機関が森林

経営の持続性や環境保全への配慮など、一定の基準に基づいて森林を認証する制度であります。

森林認証制度の取り組みは、十勝単位をグループとして推進し、地域の森林管理レベルが向上することによる消費者の選択的な購買を通じて、森林資源の有効活用と生物多様性を両立させた持続可能な森林の管理・運営を行うことを目的に、「とかち森林認証協議会」が本年4月に設立予定であり、この協議会の構成員として、新得町を含む管内15市町村が参加をしていきます。

本町は、町有林と私有林を合わせた面積、6,987ヘクタールにつきまして、27年12月までの認証取得を目指し、手続きを進めたいというふうに考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎吉川幸一副議長 6番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 それでは再質問ということで。町長のご答弁、基本的な受け止めとして、前向きなご答弁をいただきました。言ってみれば当たり前ののですが、やることは大変な課題だということは、私自身も認識しております。

1点目の関係については、新しい技術ですから、そのものだけでどうのこうのということは、私自身も思っておりません。今、林業そのもののいわゆる振興というのは、単に山づくりのみならず、それをいかに有効利活用させていくか。

私たちの生活も、こういった木といいますか、自然のものに対する1つの受け止めというのも、結構高くなってきているとするならば、さまざまな技術開発も含めて、取り組むことはある面では必然なんです、なかなか功を奏していないというのが実態であります。

私自身は1点目の関係については、新得町、国有林も含めると、約88パーセントの森林地帯といいますか、木材のたいへん多く存在しているところでありますから、当然北海道の中心的な場所であるということからしますと、ますますその価値といいますか、ここに置く価値といいますか、それは大切になってきているなというようなことであります。

今後、十勝のカラマツの原木の消費量も、北海道全体では約20パーセントがこの十勝にあるわけですから、現実的に今、十勝で原木を製材にする1つの先としては、こん包材がほとんどなんですね。もちろんそれでも、現在のある十勝的な工場で一応ペイしているといひましようか、このCLT等々が入ってきますと、これの利活用、研究開発、今、町長からもありましたが、建築基準法の改正も当然これは視野に入ってくると思います。外国ではもう既に、9階建ての木造物が建てられてきていると。工期は極めて短縮だというようなこと等も含めると、これは日本でもそれなりの普及は当然出てくるだろうと。

残念ながら、私、今回取り上げざるを得なかったのは、カラマツの研究というのは、いわゆるCLT、これは今言った、留辺蘂地区ぐらいしか今、それも試行的にやるわけですから、まだまだ未知の世界です。

本州はいわゆるスギだとかヒノキ等が、せいぜい岡山県ぐらいに1つの工場があるか否かぐらいでありまして、これからの状態です。

しかし、北海道においては、カラマツがほとんどですから、そうなりますとカラマツのこういったCLTというのは、まだまだ研究の遡上（そじょう）だというふうに受け

止めざるを得ません。

しかし、相当なカラマツ材がこれからも収穫期を迎えてくるわけですから、当然十勝レベルでそういったものの施設等の建設に向けた積極的な1つの行動は必要かなと思ひまして、取り上げさせていただいているわけで、町長のご答弁でも否定はしないということですから、ぜひ十勝レベルで、できれば新得町に、その工場等は持って来れるような取り組みを、さらに積極的に進めていただければなというようなことでお願いをしておきたいと思ひます。

併せて、いろんな木材の今のCLT以外にも、例えばOアンドDというたいへん耐久性の高い屋外木製の構造物等も今、既に実用化されております。これは、国有林でも、砂防工事等にも、新得の国有林内でも、一部の場所で工事されております。国有林では新得の場合は、1,179林班二ノ沢、いわゆるトムラウシ温泉に行く途中で、この工法でなされているところもあります。

こういった木材も当然積極的に利用されてくるだろうと思ひます。それ以外のものもたくさんありますけれども。そういった意味で、何としてもこの新得町で工場等の建設を1つは求めておきたいし、今後もさらに詰めていただければと思ひます。

それから、2点目の人材育成の関係なんですが、高齢化が進んでおります。単に私も思うのですが、戦力になる人を、山で木を切るとか、植えるとか、さまざまあります。それを育てるというだけでなく、私は具体的には全国からいろんなそういった興味がある人を新得町に来ていただいて、そういう勉強とか、実際の体験をしてもらって、いずれは現地に、単に山づくりのみならず、今言った技術的なことにも付与できるような人材を育てていくことが、たいへん大切かなというようなことです。

現実に関、山で働いているかたは、確かに高齢化しておりますから、何としても人がほしい、若い人もほしい、技術力の高い人もほしいというのですが、私の経験からすると、一般的な就業場ではだいたい指導者が隣にいるのが普通なんですね。例えば震災等の場合ですと。

林業の場合はそうはいかないんですね。いきなりもう即戦力的な仕事をせざるを得ません。そうなりますと、一応民間では、そういう余裕はほとんどないので、どうしても一定の場所で研修していただいて、何カ月後にはたまたま現場で仕事をしてもらうと。当然それはいきなりできませんから、一定程度、誰かがついてでもやっていくと。しかも、技術力が低いといったら変ですけれども、以外と軽作業的なところから出発させるのが一番望ましいというような1つの流れは、当然出てきます。

そういった意味で、私はあえてかぎ括弧付きですけれども、「研修所」という意味は、余計な言葉で申し訳ありませんけれども、今のレディースファームスクール的な少しまとまった研修施設的なことを、やはりこの際具体的に検討してはどうかということで、あえて問題提起させていただきました。

そういう流れで長い目で見て、林業の振興というのは当然出てくるだろうと。当然、人材確保も都合がつくだろうというようなことで、具体的に申し上げているところでもありますので、この辺についても今一度、町長のご答弁をいただければと。

当然、さきほどは、この辺の必要性については認識しているということですから、十分踏まえてのことだろうと思っておりますので、今一度ご回答をいただければありがたいと思ひます。

それから3点目の関係、これは率直に、環境問題に端を発して、かつて20年前ぐらい

から、いわゆる違法伐採が国際的にたいへん起きました。そういった材を使うことというよりも、そういうふうになく何のルールもない中で、勝手に切ってもらって、海外に輸出されたり、輸入したりしているというような状況があって、結果的には自然がたいへん破壊されるというようなところから、こういった認証制度が国際的にできたというのが流れなので、それを受けて日本でも当然政府を含めて、この辺には積極的に取り組もうということで、相成ったというのが基本的な経過です。

十勝でもたいへん遅れてはいるのですが、たぶん北海道では30カ所ぐらいはもう既に入っているのですが、いろいろ欠点があるわけです。これを入れたからといって材が値上がりするとか、経済価値が高くなるとか、そういうものが何一つ、今のところはありません。

しかし、何とんでも、いわゆる認証された木材が積極的に使われていく道というのは、やはりあるだろうと思っています。

今、ご答弁いただいた中では、具体的な回答はなかったのですが、いわゆる伐採とか、そういう関係の認証、S Cという、そういったルールもあるんですけども、これは十勝管内でも今言ったように、27年ぐらいから具体化するだろうと。十勝管内でも今年から着手しようということなんですけれども。

ちょっと不十分なのは、加工流通過程の認証というのも2つ目にあるんですよ。これは今のところ十勝管内では導入するということは、今のところはないように伺ったわけです。この辺については、どのように受け止めておられるのか、新得町としては。新得町というよりも、十勝管内で森林組合等が実際はやっていく。具体的な場所は、別なところで認証していくのですけれども、その辺、加工関係について、今のところは十勝管内でも取り組めないということなんです。

ということは、例えば北見地方では、ほとんどが加工流通過程のC O Cというのですけれども、その認証制度も入っているんです。そうすると、これがいいか悪いか、さきほど言ったように経済的なメリットがあるとか、ないとかといったら、今のところ何もないんです、率直に。ですから、差別化的なことと言うと、これというメリットが今のところないんです。だから、C O C関係について、今のところは導入しないのかどうなのか。今後は当然検討されていくのですけれども、そういった面についてもちょっと最後に再度伺っておきたいなと思っています。

◎吉川幸一副議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。ちょっと一般論のお話しをさせていただきますけれども。

この間、国有林の関係者、林野庁のかたとのいろんな会話の中で、国有林全体として、材積が増えてきていると。その結果、どこかの早い時期に増えてきた材の活用というのは、もう現実に進めていかななくてはならないという、そういう議論が進められておりました。

一方、供給側は供給できますけれども、需要として何があるのかというのが、今また、1つの課題のようであります。

結果的に今、1つの選択肢として出てきているのが、木材のバイオマス発電であります。これは、いいか悪いか、いろんな議論あるのですけれども、供給する側としての需要の受け皿という意味で、間違いなくそちらに相当の材積が流れてきているし、これからも流れていくという、そういう状況になっております。

また一方、お話しのあります建築材としての利用でありますけれども、これもやはり需要と供給と問題の中で、どこまで需要があって、結果的にそれが供給にどう結びつくかと、課題も相当数あるようですけれども。例えば、公共施設等でそういう需要を掘り起こすというのも1つの選択肢というふうに思っている中で、新得町も木材の使用というものを今、進めてきております。

そういった中で、CLTがなじむか、なじまないか、この建築基準法の改正等々、見極めながら、行政側として対応できるものについては、需要の1つにしていきたいと。その結果、工場に結びつけば、これは本当にいいことかなというふうに思っております。

また、工場の一般論でいきますと、十勝管内で新得よりも面積の大きい自治体もありまして、そういった首長とも今、意見交換をさせていただいておりますけれども、いずれも認識としては、十勝に1つはあってもいいというのが、お互いの認識の中の1つであります。

次、人材の問題であります。レディースファームスクールの林業版ということで分かりました。その上で、西十勝森林組合とまだ意見交換の段階でありますけれども、西十勝森林組合、皆さんにお世話になって、ほぼ再建が終わりました。今後は、西十勝森林組合の役割の1つとして、次の世代をつくっていくのも、私は組合の役割でないかということでお話しをさせていただいております、こういったところとも具体的に話を進めながら、提案のありましたことについても、対応できるものについては考えていきたいというふうに思っております。

次に森林認証の問題であります。議員のほうから経済価値が高くないという、そういう話がありました。私は、高くならないければこの制度は崩壊するというふうに、そういう認識を持っております、なんとか生産現場、そして流通、最後の消費と、この1つの流れの中で価値の高まるように、やはり私は努力が必要かなというふうに、そういう考え方で今、おります。

その上で、流通加工部門の認証の話がありました。私もたいへん申し訳ないんですけれども、流通加工部門の認証の取り組みについては把握をしておりますので、答弁については、控えさせていただきます。以上であります。

◎吉川幸一副議長 6番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 最後になりますが。いずれにしても1点目については、必要性は認めていくということで取り組んでいくということですから、ひとつよろしくお願いします。

人材育成の関係も、単なる山で働ける人を育てるというだけでなく、いろんな意味で幅広く全国から求めて、一定の場所で単なる民間業者、森林組合、そういったところに入れてやるというだけでなく、もう少し計画的にかつ機能的にやったほうがいいということです、その辺については、受け止めていくということですから、よろしくお願いします。

それから3点目の関係は、これは率直に言って、現地で認証されている木材があって、その木材が最終的に例えば、住宅を建てる場合にどこの材なのかということが、明確に分かるように加工のほうまでも、例えば加工というのは、どうしても木工所辺りで製材するわけですから、その認証が仮に外れてしまうと、どこの生産物なのかということにも相成ってしまいます。

そういった意味で、加工部門まで当然山の上から川下まで全部そういった認証制度の枠の中の材であるということも、やはりちゃんとしていかなければならないという意味

で、これは2つ、ちゃんと生かさせていかなければならないという意味です。

27年1月、東京オリンピックが2020年に行われるというようなことで、こういう関係者が認証材をこのオリンピックの施設建設のために積極的に使うようにという、要請行動も行っております。

したがって、今のところは確かに町長も認識の一部、私もそういう認識はしているんですが、将来国の制度としても、やはり積極的にこの認証材の確認といいたほうがいいか、そういうものはさらに普及されていくものだろうと、このように考えております。そういった意味で、積極的にこのことの取り組みは必要になってくるのかなというようなことで、お願いしておきたいなと思うんです。

今、私も山づくりの関係、それから利活用の関係、もう1つは、この森林・林業の関係では、学校教育等にもいろんな意味で、環境教育といいたほうがいいか、今までも総合学習やなんかでも使っているんですけども、森林のことの働きや体験的なことも含めて、あるいは都市と農村との交流などなど、具体的な細かなところでは取り組まれてはいるんですけども、新得町ですから、ぜひこういったものも取り組んでいくと。

それから今言った、バイオマスの関係も必ず、新得がどうのこうのということは言っておりませんが、当然こういったものも視野に入ってくるだろうと思っています。

そういった意味では、森林・林業にはつくることから、活用することから、それから学ぶことから、それを生かすこと、この4つの基本的なテーマは常にあるだろうということでありまして。そういった意味では、ぜひこの森林・林業、町長も重要性は十分認識しておられるということですから、あらためてとやかく言いませんけれども、そういった意味でご回答を最後にいただければお願いします。

◎吉川幸一副議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 さきほども冒頭、お話ししたとおりでありまして、本町にとって森林・林業政策というのはたいへん重要ということ、あらためてお話しをさせていただくとともに、人材の育成と、私もたいへん重要な部分だと思っていますし、さきほどの長野議員の質問にもあったように、町の人口問題も考えると、そういう外から人を集める施設というのは、私は十分必要なものかなと認識しておりますので、これからも実現できるように努力をしていきたいなというふうに思っています。

また、認証制度は、議員からお話しがあったように、山元から流通、消費まできちんとやはり認証されないと、私は意味がないというふうに思っておりますので、私の立場で発言をする機会がありましたら、ぜひこの認証制度が十勝全体の中での取り組みに一体となって進めれるよう、あらためて発言をする機会があれば、発言をさせていただきたいなと思っております。以上であります。

[廣山輝男議員 降壇]

◎吉川幸一副議長 2番、青柳議員。

[青柳茂行議員 登壇]

◎青柳茂行議員 私は今回、教育委員会制度の改革についての考え方につきまして、お尋ねしたいと思います。

1. 教育委員会制度改革への考えは

昨年6月、教育委員会制度を定める法律が改正されました。教育委員会制度は戦前の中央集権制度の歴史を反省し、1948年教育委員会法により、教育行政は首長から独立さ

せ、住民が選挙で選んだ数人の教育委員に委ねることにしましたが、1956年に地方教育行政法により、教育委員は住民選挙ではなく、議会の同意を得て首長が選任する形に変わり、それでも当時の独立性はなくなり、教育委員会が首長と対等な行政組織として今日まで及んでいます。

2011年の大津市いじめ自殺隠ぺい事件は、市教育委員会に対する強い国民的批判を招いたところは記憶に新しいところです。このことによって、教育委員会制度はいらない、いわゆる廃止論というものが浮上し、この間さまざまところで論議が交わされたようでもありますけれども、結果的に教育委員会制度は残されました。

今回、改正された教育委員会制度について、具体的には、①首長任命による新教育長、②首長の教育大綱制定権、③総合教育会議(首長と教育委員との協議体)の3つが新しく加われました。

以上のことから、次の点でお尋ねいたします。

1つは、これまでの現行制度と同様に、教育委員会の自主性・独立性・中立性が保たれるのか。その上で現状として、教育委員会は、次のような活動がどのようにされているのか。①教育委員が直接、住民の要求をつかみ、行政チェックする。②教育委員会が活動するための条件整備としての会議の公開、教育委員の待遇改善や支援。③憲法と子どもの権利条約を生かす活動が、具体的にどのように進められているのか、お尋ねいたします。

◎吉川幸一副議長 飯田教育委員長代理。

[飯田泰雅教育委員長代理 登壇]

◎飯田泰雅教育委員長代理 青柳議員のご質問にお答えいたします。

今回の、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行され、新教育委員会制度が導入されることになっております。

その概要といたしまして、4つの改正ポイントがございます。

まず1点目は、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置でございます。今まで教育委員会の代表者としていたしまして、非常勤の教育委員長と、具体的な事務執行の責任者、また、事務局の指揮監督者としていたしまして、常勤の教育長が任命されておりましたけれども、責任の明確化を図るために一本化され、新「教育長」として教育委員会の会務を総理し、代表することとなっております。

経過措置として、平成27年4月1日現在におきまして、在任中の教育長は教育委員として任期満了するまで、またもしくは自らが退任するまで、現行制度の教育長として在職いたし、教育長が任期満了、もしくは退任した時点で、自動的に現在の教育委員長職は失職ということになります。

2点目は、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化でございますけれども、新「教育長」により会議が招集され事務執行がされますけれども、教育委員によるチェック機能の一層の強化が図られることになっております。

3点目につきましては、全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置することでございます。総合教育会議は首長により招集され、構成は首長と教育委員会でございます。教育行政の大綱の策定や教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童・生徒の生命・身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置を協議することになっております。

4点目は、教育に関する「大綱」を首長が策定することでございます。大綱とは教育の目標や施策の根本的な方針でございますけれども、総合教育会議におきまして、首長

と教育委員会が協議・調整を尽くしまして、首長が策定することになっております。

そこで、ご質問にございました、教育委員会の自主性・独立性・中立性が保たれるのかという質問でございますけれども、政治的中立性の確保といたしまして、教育委員会は引き続き執行機関としての役割を担い、総合教育会議で首長と協議・調整を行いますけれども、最終的な執行権限は教育委員会に留保されておりますので、自主性・独立性・中立性はこれまでどおり保たれることになります。

また、教育委員会の活動といたしまして、1点目、教育委員会が直接、住民の要求をつかみ、行政チェックする活動はとのご質問ですけれども、各教育委員は教育関係団体や学校訪問等々での意見交換を行い、地域、町の声を教育委員会の会議等において反映するとともに、執行方法等につきまして意見、確認をしているところでございます。

2点目といたしまして、教育委員会が活動するための条件整備として、会議の公開、教育委員会の待遇改善や支援についてでございますが、教育委員会の会議は随時傍聴可能でございます。

待遇につきましては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例において定められ、現在月額報酬において、情勢に応じて随時改正されているところでございます。

支援でございますが、各種研修のほか、町独自のテーマを持った研修も実施しております。情報収集や教育委員としての知識の習得に努めるための予算措置がなされております。

3点目といたしまして、憲法と子どもの権利条約を生かす活動が具体的にどのように進められているかでございますが、憲法においては国民の権利及び義務、子どもの権利条約においては「生存の権利」、「発達の権利」、「保護される権利」、「参加する権利」として保証されているところです。

その考えのもとで、執行方針でもお示しいたしておりますように、教育環境の整備や安全安心の確保、いじめ・不登校等の指導、また体験活動の機会の充実、学力・体力の向上等々を図っているところでございます。

〔飯田泰雅教育委員長代理 降壇〕

◎吉川幸一副議長 2番、青柳議員。

◎青柳茂行議員 教育委員長代行の答弁、私の求めていた自主性・独立性・中立性について、ほぼ期待していた答弁が返ってきたんじゃないかなというふうに思っております。その上で再度確認したいと思います。

おおむね答弁の中で答えられている点でございますけれども、今回、教育委員会制度の改革によって、新たに首長、新得町で言えば町長に新「教育長」、これの任命権、それから大綱を作成する権限といいますかを与えられたというところが特徴なのかなと思います。

その上で、首長に権限が与えられたということはひとつあるんですけれども、では教育行政に関する決定権、最終決定機関はどちらにあるのかという点、ここを再度確認したいと思います。

それで、昨年の7月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律についてと、通知が文科省から各行政区に配布されております。ここに都道府県知事、それから都道府県教育委員会、指定市長、指定都市の教育委員会の殿と書いてあるんですけれども、恐らく各市町村にも配布されているのではないかなと思うんですけれども。

私が聞きたいのは、まずは最終決定権、それからチェック機能の強化の問題、それから透明化について、再度お尋ねしたいと思います。

それで、この通知によると、まず教育委員会委員による、教育長に対するチェック機能の強化となっています。今の教育委員長代理の答弁にもチェック機能のことを申されておりましたが、ここには改正後においても教育委員会は合議制の執行機関であるため、その意思決定は、教育長および委員による会議において、出席者の多数によって決せられるものであり、委員の役割が引き続き重要なものであるということで、教育委員会の在り方の問題というのが、1つ述べられております。

それから、チェック機能でありますけれども、「教育委員会の委員による教育長のチェック機能を強化するとともに」となっています。ということは、教育委員が教育長に対してチェックするというふうに、この通知では言われているわけですね。

ですからその点で、ここで申し上げたいのは、さきほどの答弁の中で教育委員の研修も行われているということですが、いわゆる非常勤の教育委員のかたがなかなかチェックすると言っても、これは結構いろんな知識とか、情報とか、そういうのがかなり必要になってくるんじゃないかなと思うんですね。

そうなってくると、やはり力をつけるといいますか、それにふさわしい研修というものをもっと強化していく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。その点、どのように進められていくのかということをお聞きしたいなと思います。

それからあと、会議の公開制であります。傍聴制度を引いているということで、これは本当にたいへん結構なことだと思うんですが。

もう1つ、会議の議事録が一体どうなっているのかなということです。それから、それがホームページ等その他で、議事録として残されているのかどうか。この点、お尋ねしたいなと思います。

それからもう1つ、今回、町長が大綱を作成するというふうになっております。それでこれは、今回町長の権利として大綱が作成されているんですが、さきほどの最終決定権が教育委員会にあるという点と、町長のほうに決定権があると。どちらかといえば矛盾点を感じる点なんですけれども、この辺がどうなっていくのかという点をちょっとお尋ねしたいなと思います。

一般的に教育行政というのは、大きく分けて3つに分けられるというふうになっているようです。1つは、教育委員会の権限に属するものというのがあります。教育委員会の権限に属するものというのは、教科書の採択、それから学校の教育課程の編成、学習指導、生徒指導等、それから教職員、教育委員会の事務局職員の人事、生徒・児童の就学、入学、転学等、これが教育委員会の属するものというふうになっております。

それから、首長の権限に属するものというのが、大学、私学、それから教育財産の取得、処分、契約、それから予算の執行です。これが町長に与えられている権限であります。

それからもう1つ、教育委員会と首長の両方に権限がまたがっているもの、これはここに書いてあるのみでいえば、少人数学級の推進、それから学校統廃合などの教育委員会の権限に属するもの、それから新たな予算編成、予算の執行は町長でありますけれども、予算の編成というものはお互いに相互にあるというふうになっています。

ですから、教育委員会制度が改革されましたけれども、この3つにまたがっているものは変わっていないということです。

ですからそういう意味で、今回、その辺で大綱が策定されたわけですが、この通知の中でもこの大綱について述べられております。

例えば、首長が教育委員会と調整のついていない事項を勝手に大綱に書いても、教育委員会はその部分の尊重義務は負わないと。教育委員会の判断で大綱と別の執行を行えるということですね。

ですから、協議されていないものは、たまたま独自に書かれているものというのか、描かれているものというのか、教育委員会としては尊重する必要はないというふうにも描かれております。

法律では教育長、教育委員に大綱に異を用いることが求められているのが、首長が独自に書き込んだ大綱については、その限りではないというふうに、ここは明確に区別がされているわけです、この通知では。その辺のところ、はっきり線が引かれていますので、その辺も1つ確認したいなというふうに思っております。

さきほどの行政のチェック活動、それから委員の待遇改善について、ちょっとお尋ねしたいと思うんですが。行政チェック活動は、ルールは教育委員長代理から述べられたとおりだと思うんですが、報酬についても今の報酬が新得町でいえば妥当なんだろうと思うんですが、例えば長時間勤務というのか、そういうふうになった場合はどうするのか、そういうケースはないのかどうか。

それから、場所によっては、教育委員の皆さんが仕事をしやすいように、自分の机とか、それからパソコンを用意されているところもあるというふうに聞いております。

新得町については、パソコンはないというふうに、この間木村課長に伺ったんですが、その辺のところ、本当に必要ないのかどうか、再度確認したいなというふうに思っています。

◎吉川幸一副議長 暫時休憩いたします。11時15分までといたします。答弁は、休憩のあととさせていただきます。

(宣告 11時04分)

◎吉川幸一副議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時15分)

◎吉川幸一副議長 斉藤教育長。

◎斉藤仁教育長 お答えいたします。新たな教育委員会制度におきましては、首長は新「教育長」の任命責任を問うとともに、新たに総合教育会議を設置し、教育委員会と協議、調整して、教育に関する総合的な策を大綱で策定するなど、協議制による首長の役割を明確にしております。

一方、教育委員会におきましては、引き続き合議制の教育機関として残され、執行権限も変更されていないことから、最終的な決定権限は教育委員会に保留されております。

総合教育会議におきましては、町長と教育委員会が、教育委員会の権限に属する事務について、町長の権限と一応図りながら、連携して推進するために設けられております。

このことによりまして、町長と教育委員会の意思の疎通の円滑化、総合連携の推進、町民の意見を反映した教育行政になるものと考えております。

次に教育長に対するチェック機能の強化と、会議の透明性の関係でございますけれども、新制度におきましては、新「教育長」の判断によりまして、教育委員会への迅速な

情報提供や、会議の招集が実現されておりますけれども、教育委員によるチェック機能の強化のために、教育委員の定数の3分の1以上の会議の招集の請求や、教育長に委任した事務の管理や執行状況の報告の起点につきましては、チェック機能の強化から設けられております。

また、会議の透明性を図るために、これまで教育委員会の傍聴や会議録の作成、これについては作成しておりますけれども、ホームページ等では公表しておりませんので、これにつきましては、今度検討していきたいというふうに考えております。

次に教育委員の研修の関係でございますけれども、これにつきましては、今後、必要に応じて実施していきたいというふうに考えてございます。

次に大綱の関係でございますけれども、総合教育会議におきまして、首長と教育委員会が協議、調整をして、首長が大綱を策定することになりますけれども、それぞれに基づき、町長と教育委員会がそれぞれ所管する事務を執行することになります。

次に教育委員の待遇改善でございますけれども、非常勤の職員ということで、長時間勤務はないのかなというふうに思っております。机ですとか、パソコンなどということのお話しもありましたけれども、これにつきましても、今後、教育委員会の中でも話をしていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

◎吉川幸一副議長 2番、青柳議員。

◎青柳茂行議員 現行の教育委員会が大きく変わるということではなくて、自主性・独立性・中立性が、今後保たれるということですが。

私、一番大事な点は、やはり教育委員会の自主性・独立性、これをいかに発揮してもらうかということが、町民から信頼される教育委員会なんだろうと思います。

さきほど大津市のことを言いましたけれども、やはり教育委員会とか学校ぐるみで隠ぺい体質といいますか、いじめ事件が大きく発展してしまったということについては、やはり教育委員会の自立性といいますか、そういうものが相当欠落していたのではないかとということも伝えられております。

そういう意味で、教育委員会の存在意義を示すという点からも、今言った独立性・中立性・自主性、これはもう本当に貫いていただきたいなというふうに思います。新得町の教育委員会はそうだとということではなくて、一般論として申し上げているんですけれども。

その上で、現行の4月から実際に教育改革が施行されるわけですが、現在の新得町の教育委員会の、いわゆる教育長の任期の問題とか、そういうものが今後どのようになっていくのかという点と、それから条例とか規則とか、そういうものがどのように変わっていくのか、その点だけ、ちょっとお尋ねしたいと思います。

◎吉川幸一副議長 斉藤教育長。

◎斉藤仁教育長 お答えいたします。教育行政の組織及び運営に関する法律の改正内容を踏まえまして、関係規定の改正に向けた作業を行っておりまして、新制度を円滑に導入するため、準備を進めているところであります。

4月からは新しく「総合教育会議」を設置して、大綱の策定をするわけですが、これにつきましては、条例等の改正はありません。

新制度には教育長に関する経過措置が置かれておりまして、現に現職の教育長は、その教育委員の委員としての任期中に限り、在職することとされております。

教育長の任期満了や辞任のときに新制度に移行されますので、その時点で関係条例や

規則の改正を行うことで考えております。以上でございます。

[青柳茂行議員 降壇]

◎吉川幸一副議長 1 番、齋藤議員。

[齋藤美代子議員 登壇]

◎齋藤美代子議員 私は、町民には生活する、またしていく上におきまして、願いや希望があります。そこに地域の在り方や地域づくりに期待しながら、日々を送っているかたがたがあり、そのかたがたがいろいろなことを考えながら、優先順位がある行政の在り方に対し、希望というのですか、やっていただきたいということがたくさんある現状です。

町民がより以上の生活の向上を思うとき、地域の在り方に時代の流れに合わせた議論が重要と思い、深く考えるべきと思い、一般質問といたします。

1 項目、3 点について伺います。中心市街地の空き地取得について。

1. 中心市街地の空き地取得について

このところ地方創生という動きの中で、自治体としての課題が各方面において生じると思います。

以前に、町民との意見を聞く会におきましても、一般質問の中でも、駅前の再整備や町民として高齢者が便利に暮らすことができる中心市街地への願いが期待されております。

そこで空き地対策として、使用目的を見据えた土地の取得の企画と方向性が確実に実行計画としてあるのかをお伺いしたいと思います。

1 つ、一般的公営住宅、2 番、食事付高齢者住宅、3 番、スイーツ業者の誘致活動、以上についてお伺いいたします。

◎吉川幸一副議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 齋藤議員のご質問にお答えいたします。

中心市街地の空き地の取得計画ということありますが、現在、町では駅前の再整備というものは、これは1 つ、検討を進めているということで、この間お話しをさせていただいております。

また同時に、中心市街地の活性化を図るため、とりわけコンパクトシティというものを目指す上でも、空き地、空き家の活用というものは必要という認識をしております。

3 点、具体的な提案がありましたが、この3 点を現在、方向性を持ってお答えできる状況にはありませんけれども、少なくともコンパクトシティの中での空き地を考えると、住宅というものは切っても切り離せない選択肢の1 つではないかというふうに考えております。

今後の問題でありますけれども、必要に応じて、必要な土地の先行取得というものは、進めていきたいというふうに考えておりまして、結果として、町の活性化につながればという認識をしております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎吉川幸一副議長 1 番、齋藤議員。

◎齋藤美代子議員 私の質問は、買っていただけるのか、買っていないのかという、A か B かという、簡単な質問なわけなんですけれども、それだけでは議論にはなら

ないので、私はこの項目を中心に議論をしていったらいいかなと思って、こういう、1、2、3を付け加えてお聞きするのですが。

一般公営住宅といいましても、西のほうに建て替えたような公営住宅ではなくて、ちょっと都会風な、若い人かたでも「ああ、あそこなら早く入りたいな」と思うような、また、高齢者でありましたら、老後、食事を作るのが大変になった、お一人になった、そういう人のための、高齢者食事付き住宅みたいなイメージづくりも、これから行政のほうではしていただきたいなと思うんですね。もし、そういう空き地にそういうものが建つとしたらなんですかね。

また、スイーツ業者というのは、なかなかいらっしゃらないみたいなので、新得町にはいろんな既存のお菓子作りとか、名前を言ってしまえばわかふじなんかは、いい作業場もお持ちですし、ああいうところで、「町でこういうふうなスイーツを考案したんだけど、ここで作ってもらえないか」という、研究じゃないんですけれども、町民のアイデアづくりにでき上がった新得町らしさのお菓子ができたらいいかなと。

例えばそういうアイデアは、子どもさんからでも、お母さんからでも、男性のかたでも、それは参加できるアイデア作戦もあってはいいのではないかと思います。

その辺のあたりに、もしそういう願いがあって、そういう今、現場で物を作っているところとつながるのであれば、町の政策として、でき上がっていったらいいかなと思うんですけれども。もしそういうときは、どうしたらいいかなとお思いでしょうか。

◎吉川幸一副議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。さきほどお話しを申し上げたとおり、コンパクトシティを目指すという意味では、市街地の空き地、空き家というのは、どうしても活用していかなくてはならないという、そういう認識を持っておりますので、先行取得については、進めていきたいというふうに思っています。

その上で、具体的な提案のありました件については、さきほど長野議員のところでもお話しをしましたが、今、第8期の総合計画、それから総合戦略というものを同時につくってこうという、そういう時間帯になっておりまして、答弁にもしましたけれども、なりふり構わずというのが私自身の今の心境であります人口問題を含めて、町の活性化というものを、あらためてその計画の中で議論を進めさせていただきたいなというふうに思っております。以上であります。

◎吉川幸一副議長 1番、齋藤議員。

◎齋藤美代子議員 いろいろご答弁をいただいて、各議員と重複するところもあるんですけれども、私の範囲内の質問なんですけれども、今、答弁をいただいたように全部引くくめた答弁としては分かるんですけれども。

細部にわたって、若い人も最近、コンビニでいつもお食事しているんですけども、飽きてしまって、何か生活というか、住宅の中に、そこから通った食堂的なものがあったら、都会と違いますから、田舎ですからなかなかそういうのはないかもしれませんが、事業所の中で、そういう出張所みたいのをつくっていただいて、例えばホテルさんとか、食堂をなさっているかたでもいいんですけれども、経営の中にそういう、行ったらこういう食事が食べられる、そうしたら月なんぼとか、1食いくらとか決めて、予約を入れておいて、そこに行ったら食べられる、そんな地域づくりもあつたらいいと思います。

強制ではありませんが、議論の中にそういうことも入れながら、新しい時代の流れに

合った生活の方向性を見つけて、皆さんで、私もそうですけれども、町民みんながそういうことを願いながら、進んでいったらいいのではないかと思います。

◎吉川幸一副議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 齋藤議員の思いというものを、あらためてこれからも担当も含めて意見交換をさせていただきながら、より具体性の高いものにしていかなければならないかなというふうに私自身も思っておりますので、さきほどと同じ答弁になるかもしれませんが、第8期の総合計画等でも、十分議論を進めて前に進むように努力をしていきたいなというふうに思っております。以上であります。

[齋藤美代子議員 降壇]

◎吉川幸一副議長 5番、貴戸議員。

[貴戸愛三議員 登壇]

◎貴戸愛三議員 1項目について質問させていただきます。病児保育の取り組みということでございます。

1. 病児保育の取り組み

先般、議員協議会において、新得保育所の定員を100名に増員、屈足保育園は60名の定員となっている旨の説明があり、待機児童をつくらない取り組みと評価させていただいているところであります。

現在、新得保育所で91名、屈足保育園で35名の児童保育を行っているわけですが、その中で保護者、また保護者が就労する事業所からさらなる保育事業の充実を求める声がありました。「病児保育」であります。この病児保育は北海道内では6カ所、十勝管内では2カ所しか行っておらず、病院が行っている病後児保育を除けば、その数はわずかであります。子育てのしやすい町、子育てをしながら安心して働ける町を目指した町づくりをする中で、保育事業コストの問題はありますが、逆に公設保育園でなければできない取り組みと考えます。町長の考えをお伺いします。

◎吉川幸一副議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 貴戸議員のご質問にお答えいたします。

まず、病児保育の必要性の議論というものについては、担当課の中でも議論を今、深めているという、そういう前提でちょっと答弁をさせていただきたいというふうに思っています。

病児保育につきましては、地域の児童を対象に発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に併設された専用スペースまたは専用施設において、看護師等が一時的に保育する事業となっております。

ご質問の病児保育の取り組みであります、実施については体調に不安のある児童を預かる以上、万一の急変に備えるため、医療機関との連携体制の必要性や、看護師、保育士の配置、職員の技術レベルの維持、保育施設の確保、運営経費など、多くの課題があり、今後、調査・検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

一方、病後児保育は児童が病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間において、病院・診療所・保育所等に併設された専用スペースまたは専用施設で一時的に保育する事業となっております。

市町村の責務として義務付けはありませんが、それぞれの自治体の判断によって実施

をするというふうになっております。

北海道内の病児保育の実施状況であります。病児・緊急対応強化事業として、札幌市、旭川市の近隣町村との共同事業として、11の市町が委託により実施しております。

一方、十勝管内においては、病児保育は実施しておらず、帯広市ほか4町村が、病後児保育を実施しております。

新得町といたしましては、平成25年8月より、子育てしやすい環境整備のため「ファミリーサポート事業」を開設し、病後児保育を実施しておりますが、現在まで利用はないという状況になっております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎吉川幸一副議長 5番、貴戸議員。

◎貴戸愛三議員 この病児保育、保護者のかたやそういったかたが就労している事業所のかたから、そういう取り組みを考えてくれないだろうかという要望の中で、私も私なりに勉強させてもらいましたが、やはり実施するに至ってはいくつか問題点をクリアしなくてはいけないものがあるというふうに思っていて、なかなか簡単にすぐやれという話にはなっていないのだろうとは思っています。

その問題点、今の答弁にもございましたけれども、まず病児保育という部分においては、隔離して保育を行わなければならないということで、まず1つはスペースの確保。

2つ目は、やはり看護師を基準として置かなくてはならないと。看護師さんを正規の形で採用して、では、その人件費、コストはどのくらいになるのか、保育事業の中ではかなりのコストを要してしまうという部分もある。

それで、医療との連携をきっちりしないと、万が一何かがあったとき、その責任の所在というものも、真剣に考えなくてはいけない。恐らくこの3つが大きな課題になるのかなというふうに思っています。

ただ、スペースの問題について、ヨーイドンのイニシャルコストの問題ですから、これだけのお金がかかるという部分については、それはそれでいいのだろうと。

2つ目の、看護師を採用しなくてはならない、これの問題は恐らく看護師さんを正式に雇用すれば、年間何百万円の人件費が発生するわけありますから、それを保育事業の中で、ではその経費として飲み込めるかどうかというのはなかなか難しいと。

だけれども、逆をいうと、看護師が常駐する保育園ということであれば、保護者のかたがたが、医療経験を積んだ看護師が保育園にいてくれるということであれば、保護者の安心というものを得ることができるのではないかと。

なおかつ、その中で問題は、病気の子どもを預かっているわけですから、病院との連携がなければいけない。かかっている病院、それぞれの親御さんによって違いますから、そういったところとちゃんとした連携する体制をつくることができるかどうか、これも大きな課題になってくると思います。

ただ、実は事業所とかそういったところから要望が来たというのは、例えば一番簡単な例でいえば、インフルエンザにかかったと。熱が出た、次の日病院に行った、検査をした、インフルエンザだったと。処方してもらって帰ってきて、薬を飲ませて、そうすると、初日、熱が出た日、病院に行った日、それで薬を飲ませて休ませた日、4日間ぐらい親御さんがそばについていないとダメらしいんですけども、それでいきますと5日目とか6日目はほとんど熱が下がって、だけれども、実際は保育園に行くことができないと、こういうような状況になっている。

そうすると、そういったときに保育園で保育で預かってもらえると、保護者のかたは自分の働いている事業所に対して、穴を開けなくて済む、そういうような行為だと思うんです。

実際、そういった形の中で若い世代を雇用しているところも、やはりそういった子どもたちを抱えている親御さんのために、ローテーションを組んだり、シフトを組んだりして、一生懸命長く働けるような環境をつくっているんですけれども、どうしてもやはり子どもが病気になるとそのシフトに穴が開いてしまう。やはりその事業を展開していく上でも負担になっていると。これが要望の大きな理由なんだろうというふうに思います。

それで町長、要するにスペースの問題は、お金で解決できる。それで看護師のコストも、子育て世代、働く世代のためにやるという理由付けをやれば、ある程度理解してもらえます。

問題は、医療との連携というのをきっちりどうやっていくか、そういう議論もぜひ担当課の中で進めていってほしいというふうに思います。

何よりも、今これから新得町が高齢者福祉という部分で取り組んでいく事業というのが、今、目に見えている部分で、厚生協会の地域密着型の20床、将来つくられるであろう地域密着型の29床、小規模多機能の中で8室の増設、こういった部分でかなりの若い労働力というのは、新得町の中に必要になってくる。

そういった人たちが将来結婚して子育てをしていく中で、安心して子育てをしながら、そして働ける環境、これをつくるというのは、ものすごい大事なことなんじゃないのかなというふうに考えます。

できれば、北海道一子育てのしやすい町といったら、北海道179も市町村がありますから、なかなかやりづらい。でも、十勝一子育てがしやすい町というのは、私は目標として持っていいたいんじゃないかと。また、この病児保育というのは、公設の保育園では、十勝でも、北海道でも、どこもやっていない事業でありますから、北海道初新得町で病児保育に取り組むというのは、いかがなものかなというふうに思っています。

再度、町長の考えをお伺いします。

◎吉川幸一副議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。さきほど冒頭で先にお話しをさせてもらったのですけれども、担当のほうでは、議論を今進めております。

その上で必要性の認識が深まれば、お金のことをいえば、程度と限度というのが最後に出てくると思うんですけれども、そんなに大きな問題には、場合によっては私にならないかなというふうに思っております。

その上で、貴戸議員からお話しがあったのと同じなんですけれども、やはり最終的に責任の所在と、医療との連携、それから不安を与えない体制づくりというものがどこまで構築できるか、これがやはり最大の課題かなというふうに思っております。

今後、北海道初かどうかは別にしましても、子どもたちのため、家庭のため、子育てのためという、そういう観点から、一層議論を深めていきたいというふうに考えております。以上であります。

◎吉川幸一副議長 5番、貴戸議員。

◎貴戸愛三議員 どうもありがとうございます。質問じゃなくて、今、新得町の中に、若いかたがたが働く場所があって、結構多くの人に戻ってきてくれている。また、新し

い人が新得の中に移住をしてくれている。そういったかたがたが将来、例えば結婚して子どもを育てる、そういったときにそういった安心できる保育事業があるというのは、私は新得町にとって、大きな売りになるだろうというふうに思っております。

ぜひ各担当課、また町理事者の間で、きっちりした議論をして、問題がいくつかありますけれども、その解決に向けた努力をしていただきたいということを申し上げて、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

[貴戸愛三議員 降壇]

◎吉川幸一副議長 4番、高橋議員。

[高橋浩一議員 登壇]

◎高橋浩一議員 私は1項目について質問します。2025年問題にむけての福祉介護人材確保対策はということですが。

1. 2025年問題にむけての福祉介護人材確保対策は

今年2015年は、団塊の世代が65歳以上の前期高齢者になり、10年後の2025年には後期高齢者となります。

全国で2,200万人、4人に1人が75歳以上という超高齢化社会が到来します。医療ニーズの高まりや、認知症高齢者、高齢者のみ世帯の増加に伴い、介護ニーズの高度化、多様化に対応し得る介護人材が求められています。

2012年の介護職員数は全国で約149万人、2025年には約237万人から249万人の職員が必要と推計されており、約30万人の介護人材が不足するとの見通しが示されていますが、慢性的な人手不足となっています。

新得町は今年、地域密着型特別養護老人ホーム20床の整備、同じく地域密着型特別養護老人ホーム29床の整備の実施設設計が計画され、超高齢化社会の向けての取り組みがなされていますが、わが町においても人材確保は深刻な問題であり、特に将来の担い手である若者の確保は人口問題と併せ、総合的・中長期的に取り込むことが重要であり、行政は2025年問題に向けて、町内の事業者および関係者と協働して、人材確保のため積極的な政策展開が期待されますが、現状と今後の対策について伺います。

◎吉川幸一副議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 高橋議員のご質問にお答えいたします。

ご質問にありますように、2025年、いわゆる団塊の世代のかたがたが75歳を迎えるということでありまして、医療、福祉、介護サービスの需要が急激に高まるという認識をしております。

そのような状況でありまして、現場の人材の不足というのは、現状でも全国的な不足というもので、大きな課題という認識をしております。

本町の今年の人口は、2025年の人口推計を比較すると、74歳以下の人口は減少しますが、75歳以上の人口は増加しまして、全国と同じように4人に1人が75歳以上の後期高齢者になると予想しているところであります。

さて、ご質問の人材確保の状況の中で、現状での話を若干させていただきますが、介護事業所に伺ったところ、新年度の採用職員については、確保できたと伺っておりますが、今後の施設整備に伴う前倒し予定が相当厳しいとのお話しもあり、たいへん苦勞されているという、そういう認識をしております。

その上で、今後の人材確保につきましては、現状での厳しさを上回る厳しさというものを認識した上で、各事業所などと相談をしながら、こういったことが具体的に対応として人材確保につながるか、検討を進めていきたいというふうに思っております。

なお、一般論でありますけれども、人材の確保という点では、福祉関係に限らないという、そういう大きな課題もありまして、そういった面からも国策、もしくは北海道の政策としても、われわれのほうからもまた提言もしていければというふうに思っております。

同時にわれわれとしては、新得町に住んで、新得町を選んでもらえるような、そして定住につながるような、そういう役割を担っていきたいというふうに思っております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎吉川幸一副議長 4番、高橋議員。

◎高橋浩一議員 やはり介護職というのは、イメージというものがあまして、平成22年の内閣府介護保険制度に関する世論調査によると、介護職について、「夜勤があり、きつい仕事」、「給与水準が低い仕事」、「将来に不安がある」など、一面的な見方がされてマイナスイメージが生じており、人材の参入の阻害要因となっていると指摘されています。

平成25年12月の厚生労働省の社会保障審議会における介護保険制度の見直しに関する意見では、国、都道府県、市町村が事業者等と連携して、役割分担をしつつ、それぞれが積極的に取り組むべきとして役割が示されています。

国には介護報酬改定を通じた処遇改善の取り組みの推進、キャリアパス制度の確立に向けた取り組みの推進、都道府県には介護保険事業支援計画を活用しつつ、人材確保に向けたさまざまな取り組みの推進、市町村には事業者の介護人材確保に向けた取り組みの支援、生活支援の担い手を増やしていくための取り組みが役割として示されています。

3月7日の十勝毎日新聞に介護人材確保定着に向けた取り組みとして、音更、幕別、本別の記事が出ていました。音更は、町内または十勝管内の福祉施設への勤務を条件に、大谷短大生に就学援助40万円を支給すると。幕別は、介護福祉の資格の取得を目指す町内在住の高校生らを対象に、実習費の一部などを補助、本別は、民間の介護職員が資格を取得するための研修費用の一部を補助というものですが、福祉のまち新得として、一番に人材の育成確保の取り組みができなかったということは、私としてはいささか残念に思っているところです。

町内の事業者から昨年、新得の福祉施設に就職することを条件に、町内在住の高校生に支援する制度をつくってほしいとの意見といたしますか、要望をしたとの話を聞いていたので、担当課でこちらのほうの検討はされたのかどうか分かりませんが、それもあって非常に残念に記事を読んでいました。

さきほど町長からの答弁でもありましたが、人材確保は非常に大変ということを聞いています。ある事業所では今年の採用で新得出身者はゼロ、帯広で募集しても新得で働きたい人は集まらないそうです。ほとんどが十勝管内以外からの採用になるとのことですが、多くの人が新得がどこにあって、どんなところなのか知らないそうです。

新得にとって若い人が町外から来るということは、人口対策としてもたいへんありがたいことであり、町としても人材確保に向けた取り組みの支援をしなければならないというふうに思っています。

経済的支援として、町外から転居してくる人に対して、何らかの補助ができないか。例えばさきほど長野議員からも提案がありましたが、家賃の一部補助、あるいは転居に関わる引っ越し費用の補助、それとさきほど言いましたが、町内の福祉施設に就職することを条件に、町内在住の高校生に奨励金のようなものはできないかと。

それ以外として、事業者との連携の取り組みとして、行政も新得を知らない人に新得の良さを分かってもらうため、企業説明会に事業者と一緒に参加する。将来の担い手となり得る小中学生が介護に触れる機会を確保するため、高齢者と接することができるような体験型学習ができないか。こちらのほうは現在行っているのならば、私の認識不足で申し訳ございませんが、こういった取り組みについてはいかがでしょうか。

◎吉川幸一副議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。早い段階で事業所のかたと意見交換をさせてもらっていますけれども、当時の話ですけれども、今年の4月で16名採用したいと。しかし、集まったのは10名という話を聞いております。現在はもうちょっと増えたかなと思いますけれども、それぐらいやはり思った人材が集まらないと伺っておりました。

その上で、具体的に何をすれば人材が集まるのかと、そういうところに行き着くんですけれども、1つは、専門の学校を出ても、半数近くが学んだことを生かす職場には行かないという、そういう流れもあるというの伺っております。

その上で、絶対的な数という中で、そういう専門の学校に行こうというかたも少なくはないという、そういう、それはさきほど議員が言われたイメージが悪いというのが、もしかしたら先行しているのかもしれませんが、そういう厳しい状況にある中で、さらに限られた人たちの取り扱いというのが今の状況のようであります。

その上で、音更、本別、幕別の財政的な支援、これについては、あらためて担当のほうも含めて、内容等を把握した上で、現実それが人の確保に結びつくのかどうかも含めて、事業所ともよく議論を進めていきたいなと思っております。

また、新たな提案のありました説明会の同席等につきましても、現状の厳しさを行政としても肌で感じてもらう、その上で新得町をピーアールしていくという意味で、1つの選択肢かなと思っておりますので、この辺についても内部でも対応を進めていきたいなと思っております。

また、体験的な取り組みについても、具体的にどういうふうなことが考えられるのかにつきましても、担当課も含めて議論を進めていきたいというふうに思っております。以上であります。

◎吉川幸一副議長 4番、高橋議員。

◎高橋浩一議員 今後も新得が自主自立でやっていくためには、私は、観光と福祉が今まで以上に雇用対策、人口対策において、重要な要素になっていくというふうに思っています。

今回は、介護人材不足の早急な対応が求められることから、福祉に特化して質問しました。

3月8日の毎日新聞の記事ですが、東日本大震災の被災した福島県東部15町村における特別養護老人ホームと介護老人保健施設54施設のうち、約4分の1にあたる13施設が入所者の受け入れを定員未満に制限しているという記事がありました。

避難者のうち、若い世代の帰還が進まず、介護職員の数が足りないのが原因。県と国は昨年4月から県外からの介護職の就労を促す事業を始めたが、事業の利用者は伸び悩

み、制限解除のめどは立っていないという記事なんですけれども。原因は違いますが、近い将来、新得も同じような状況にならないのかというふうに心配をしております。

町外から人を呼び込むには、やはり町の取り組みは不可欠と思っています。新得に住むメリットがなければ、若い人は都会に流出します。同じ額の給料をもらっていても、都会で暮らすよりは、新得で暮らすほうがより豊かな生活がおくれることを発信していかなければならない、これは町の役目だというふうに思っています。

新得は、常々財政が豊かだと言われています。浜田町長が常々町民の借金をいかに減らすかということにご苦心されている、日ごろより敬意を表しております。

ただ、使うときは思いっきり使ってほしい。支援することで定住が促進され、結婚され、子どもが生まれ、町内の経済が潤っていく。いわゆる生きたお金を使うことで、町の存続、発展につながっていくと思います。

これは、福祉には限らないことになってしまいますが、雇用、人材確保においては、事業者、関係者と連携して、柔軟な、ときには思い切った取り組みが必要であろうというふうに考えておりますが、最後の質問、よろしくお願いします。

◎吉川幸一副議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。本町の産業構造を見ると、観光、福祉ということでお話しがある、これはもう当然かなというふうに思っています。

しかし、その上でやはり農業、それからさきほど廣山議員にもお答えしたとおり林業と、ある意味新得町ってバランスが、私、とれているんじゃないかなというふうに思っていますので、そのバランスの中で、それぞれをあらためてこれからも振興していきたいなというふうに思っております。

それで、福島の話がありましたけれども、福島に限らず担い手の不足によって職場自体が閉鎖せざるを得ないというところが全国的に出てきておりまして、あらためて人の取り合いというのも現実の問題であります。

国策として介護職員の確保というのは、やはり国で力を入れていただくというのがまず、1点というふうに思っています。

その上で、どういうことがパイの取り合いの中で、新得が勝ち残れるかという、そういう現実的な問題も当然出てくるというふうに思っております。お金を使うというのも分かりました。

その上で、事業所のかたとお話しする機会の中で、今の職員というのは、住宅というものが相当やはりきちんとしていないと、なかなか来ていただけないという、そういった声も聞いております。住む環境というものも、われわれ行政として一翼を担っている部分もあるかなというふうに思っています。その辺も含めて、どんなことが人の確保につながるか、あらためて事業所のかたがたとも十分議論を深めながら、職員の確保に問題がないような、そういう新得というものを目指してまいりたいというふうに思っております。以上であります。

[高橋浩一議員 降壇]

◎吉川幸一副議長 暫時休憩いたします。午後1時までといたします。

(宣告 12時04分)

◎吉川幸一副議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時00分)

◎吉川幸一副議長 10番、湯浅議員。

[湯浅亮議員 登壇]

◎湯浅亮議員 個人的でありますけれども、たいへん体調が、ほんに不徳の致すところでありまして、一般質問の通告、そして、本日一般質問をさせていただいておりますけれども、不手際についての失礼について、まずもってお許しをいただきたいと思うところであります。

本定例会最後にしてバッチを外す立場から、一般質問をさせていただく重みと、最後の自分なりの満足も得て納めさせていただきたいと、そんなことを考えながら3項目について、質問させていただくわけではありますが、よろしくお願いを申し上げます。

1. 貸付金支援のあり方について

1点目でありますけれども、過般、議員協議会でお話しがありました貸付金支援のあり方について伺いをさせていただきます。

いろいろ農業法人、それからもう1点でありますけれども、生産組合、株式会社になるわけではあります、その会社に対する貸付金の在り方、説明を伺うところ、支援の在り方についてであります、その中身について貸し付けにするというお話しがございました。

そのときにも、いろいろ貸し付けの在り方について、議員のそれぞれのかたのご意見があったわけではありますけれども、今回私は、そのことも踏まえて貸し付けがいいのか悪いのか、もう1つの方法としては、補助にしてはどうかと、こういうことであります。

ただ、こういう補助金だとか、貸し付けだとか、多々あるわけではありますけれども、事業費を見るとたいへん大きな金額になっているわけではあります。

支援するほうにしても、また、支援を受けるほうにしても、相当この事業に対する、職員の立場で事業者との詰めをされた上での説明であったと思いますけれども、提案ではあります、私は貸し付けより補助金であるほうが多くの町民から、また議会から同意を得るためにも、そのほうがいいのではないかと、そういう考え方から補助金でどうかということで、伺いをさせていただくわけではあります。

それから、もう1項目でありますけれども、こういう金額であります。通告書にある部分で削除していただきたい部分があるんですけれども、事業費の大小に限らずという部分については、消していただきたいと思いますが。

類する、今回は酪農でありますけれども、畑作とか、肉牛とか、他産業の事業者から、このような貸し付けの要望があったときに、受ける、受けてもいいけるという考え方もあったかどうか、この2点についてまず伺いたいと思います。よろしくお願いします。

◎吉川幸一副議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 湯浅議員のご質問にお答えいたします。

シントクアユミルクの研修農場と十勝新得バイオガスのバイオマス事業に対する補助金等についてではあります、国の補助事業制度を活用し、研修農場におきましては生乳出荷量の確保や担い手の育成を図り、また、バイオマス事業につきましては、家畜ふん尿対策としての取り組みを行い、生乳販売や売電などによる収益性のある事業でもあります。

現在、2つの事業につきましては、補助事業採択に向け事業計画の策定を終え、国へ

申請中であり、事業採択が認められた後の支援方法は、研修農場においては補助に該当しない搾乳牛の購入資金として、バイオマス事業では農業生産法人ではないことから、農業関係の融資が受けられない経費などについて、町が貸し付けすることで関係する事業者と協議をほぼ終えているところであります。

なお、貸し付けについては償還期間を10年とし、5年間は無利子で支援をしたいというふうに考えております。

なお、一般論であります、会社を興すのは自己責任が基本であり、不足する場合は、金融機関からの借入れが基本であります。

なお、政策判断として補助という、そういう選択肢もあるところであります。

2点目の他産業の貸し付け要請に対しての対応についてありますが、農業関係や他産業の貸し付けに対する要請については、L資金など各種農業資金貸付や中小企業貸付などで対応しており、町としては利子補給や保証料などの支援を行っているところであります。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎吉川幸一副議長 10番、湯浅議員。

◎湯浅亮議員 簡潔な答弁をいただいたわけでありますけれども、事業策定、補助事業に対するいろいろな不足な分について支援をするということは分かりますし、決してこの事業の支援を私、反対するものではございません。

今、2点目の話でありますけれども、方法として補助という方法もあるというお話しをいただいたわけでありますけれども、私は、やはり補助金と貸付金と在り方の中身が違うということを今、強く感じているわけであります。

ここでそういうことを申し上げていいかどうか分かりませんが、商工振興補助、ああいうのもやっていることも記憶の中にあるわけでありますけれども、額が、大変な支払いになっているわけですから、当然、貸し付けについては、担保要件というのがつきまとうわけでありますし、本当に担保ということになると、それがいいのかどうか、できるのかどうか、そういうものを含めて、十分今後、検討をしていただければよろしいのかなと思っています。

それから、類する事業者が出た場合、これは今申し上げておおり、額の違い、それから国、道の補助事業に結びつけた補助金、町に義務付けられた補助の在り方、それとこれとは、私は別だと思っています。これは全く単独だと思っていますから。そういう事業に結びついたものではないということをひとつ考えながら、こういうことも考えておく必要がないかと、こういうことで再度伺ってみたいと思います。

◎吉川幸一副議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 補助を含めた行政からの支援という中での基本的な考え方、いろいろ、当然、政策判断もあるわけですが、やはり一番大きいのは、公共性というのが大きく問われる場合があります。

今回の例えば研修農場だけを言えば、やはり地域の課題である人材を育成するという、ある意味個人によらない大きな目的というものがあるので、そういった意味では、行政として支援して当然という、そういう認識を持っております。

一方のバイオガスについては、これは国の制度自体が、収益性の高いものについては、補助自体を認めないという、そういう部分もありました。逆を言えば補助になじまないという、そういった部分も出てくるかなというふうに思っております。

その上で今回、農協のほうで担っていただく研修農場につきましては、農協の幹部のかたを含めて、将来の経営としての見通しをきちんと立てた上で、こういった支援がやはり一番いいのか、現場の困らない支援というのは何なのかというのが、1つの判断基準になってこようかなというふうに思っております。

その上で、議員から指摘があった補助というものは、私、否定するものではありませんけれども、それらも含めて事業者のほうと最終的な協議をいうものを進めていきたいというふうに思っております。以上であります。

◎吉川幸一副議長 10番、湯浅議員。

◎湯浅亮議員 決して事業支援に対して反対しているわけではありませんし、後々そういうものがいろいろな部分で評価され、またわずらわしいような話もないようにしてほしいということを申し上げて、次に移らせていただきたいと思います。

次に教育委員会のほうでありますけれども、今朝ほど事務局のほうから教育委員長職務代理者でありますということで、ちょっとびっくりしたのと、個人的にたいへん尊敬している飯田宮司さんでありますし、私事になりますけれども、個々多分にして体調の不良もあります、いろいろ悩み事、相談意義もあつたり、初志貫徹ということもあるとか、いろいろきつご教訓もいただいた、そういうかたにまた質問しながら答弁をいただくなんて、ちょっと自分の重みを感じるところですありますが、よろしく願いたしたいと思います。

2. 旧上佐幌小学校跡郷土資料収蔵庫について

旧上佐幌小学校跡地に郷土資料収蔵庫ということで、たいへん産業文教常任委員会でしょうか、所管調査をさせていただいたときに見せていただいたのですが、まだ、北飛翔でいろいろ道具を使ったものを展示されるということで、議長のほうからお話しがあったんですけれども。

たいへん立派な建物でありますだけに、整理されたものが設置されていたわけですが、まだいまだに案内看板もありませんし、地域にとってもいつ開けて見せてくれるのかと、いろいろお話しがございます。

何はともあれ、ああいう資料を提供していただいたかたがたが、高齢化してだんだん見れる人も見れないで終わるなんてことのないように、できるだけ早いうちにそういう資料館を公開してはどうかと。

看板なんかも、もっと「ここにこういうものがある」と、旧上佐幌小学校ではなくて、それも残していただきたいわけでありますけれども、併せてそういう案内板等も設置する考えはあるかないか、その用意はどうなっているか、答えていただきたい。

◎吉川幸一副議長 飯田教育委員長代理。

[飯田泰雅教育委員長代理 登壇]

◎飯田泰雅教育委員長代理 ご質問にお答えします。

ただいまご質問のありました旧上佐幌小学校跡の郷土資料収蔵庫につきまして、一昨年の12月から旧新内小学校から資料の移転を行っておりまして、その後、昨年1年間をかけまして、内部において改修や清掃を行いながら、資料の整理を行ってきたところでございます。

資料の数がおよそ1,500点と多数に上ることから、整理に予想以上の時間を要してしまいまして、残念ながら予定しておりました今年度中の公開には至りませんでした。

現在、ある程度、整理のめどが立ちまして、公開できる見通しも立ってまいりました

ことから、本年5月に、見学会の実施を計画しているところでございます。

併せて看板につきまして、必要性を認識しておりますので、現在の旧上佐幌小学校の案内を利用しながら何らかの形で整備をしていきたいと考えているところでございます。

〔飯田泰雅教育委員長代理 降壇〕

◎吉川幸一副議長 10番、湯浅議員。

◎湯浅亮議員 ありがとうございます。今、職務代理者のほうからお話しを伺うと、事務局もその方向で努力されているということでもありますので、終わらせていただきます。

次に移らせていただきます。これはたいへん申し上げることに思いのつらさもあるわけではありますが。

3. 歴史的建造物の保存について

歴史的建造物の保存について、お話しを当初、議会で伺ったのは、昨年3月議会だったと思います。産業文教常任委員会でそのお話しを聞いて、委員長も皆さんがこの話は委員会で聞けるべき話でないと、ぜひ議員協議会のほうにお任せしたいと、こういうことから始まった話であります。

私はいろいろな意見を、説明を伺う、その中身について、あまりにも急な話でありますし、大事な建物でありますので、一般質問で3月議会で質問させていただいたわけですが。

私も個人的にはいろいろな文化、歴史、微力ながらも、ある一定程度努力をしている1人だと思っておりますが、この件について、あまりにも議会の意向が後になって、いろいろな機関のかたがたが、ご教授されたことがいかにも決まっているようなお話しをして、そういう誤解を受けなくてはならないような説明になっていたということもありまして、3月議会に一般質問させていただいたときに申し上げたことは、できる限りこういうものの判断は早いほうがいいと。いつ頃資料研究会なり、友好協会の皆さんがたなりが、こういうものを保存するべきだという要請をしたことについて、時期とか考え方というものを議会で伺ったわけですが。

いずれにしても、私は1日でも早いうちに議会で議論を尽くして、答えを出してあげるべきだということを申し上げたのはちょうど1年前です。いまだにまだ、議会で結論が出ていないと、こういうことについてであります。

2年以上たちますが、実際にこの歴史的な建造物を保存するについての教育委員会のお話しはもう4年になるわけでありまして。ということは、相手方にもそれだけの時間をもう折っているわけでありまして。そういう責任をどう、今お考えなのか、どんな方向でお考えなのかを伺いたいと思います。

◎吉川幸一副議長 飯田教育委員長代理。

〔飯田泰雅教育委員長代理 登壇〕

◎飯田泰雅教育委員長代理 お答え申し上げます。

ただいまご質問のありました建物は、村形家住宅でございますけれども、入植者の第一陣として入りました村形三吉氏が、明治37年頃に建築して、居住していた建物でございます。

現在、町内に現存する建物の中でも最も古い住宅でございます。新得町の歴史を象徴する建物と言えることから、教育委員会といたしましては、創建当時の姿に修復をし

て、文化財として後世に残していきたいと考えているところでございます。

村形家の住宅の修復・保存につきましては、これまで郷土研究会や社会教育委員、教育委員などと意見を交わしまして、合意形成を図ってまいりましたが、昨年3月、湯浅議員からの一般質問もございまして、議会への考え方を説明させていただきまして、協議の場を設けていただきました。

その際、改修の経費が見えないことには先に進まないというご意見を頂戴いたしまして、その後、専門の業者に調査を依頼いたしまして、移築費用等を出ささせていただいたところでございます。調査の結果を踏まえまして、昨年11月、また今年1月に協議をいただいているところでございます。

教育委員会といたしましては、村形氏からのご寄付の寄贈のご意向が示されていることと、併せまして建物の傷みが進行しておりまして、長く放置をすればするほど、既存の材料の再利用が難しくなるということなどから、協議に十分な時間が必要なことは理解しながら、議員お話しのとおり、長い時間はかけられないというふうに考えているところでございます。

しかしながら、現状では次の段階に進めることができませんので、あらためて協議をお願いし、方向性を確認してまいりたいと考えているところでございます。

〔飯田泰雅教育委員長代理 降壇〕

◎吉川幸一副議長 10番、湯浅議員。

◎湯浅亮議員 そのとおりのお話を伺ったわけではありますが。その間3回、議員協議会、理事者、議会で、いろいろ議論させていただいたわけでありまして、十分、そういうことも認識はしているわけではありますけれども。

傷むとか傷まないとか、本当にそれをどう復元するかであります。傷む、傷まないよりも、それが議会の承認を得れるのか、得れないのか。私の後のことでありますけれども。

このいただいた資料を見ると、昭和60年にこの村形家の現状を郷土研究会が調べて作った資料をわれわれに配布されたわけでありまして、当時、この要請は、町側に確かに提供、提供でなくて、あの時分はそうでなかったと思うんですが。私が議会に出て2年目でありましたけれども、公式な議会では1回も出ておりませんでした。この保存について、いろいろお話を聞いたことがございます。そういうこともあって、これはお調べになった資料だと思います。

建物も「頃」と書いてあるんですね、「37、8年頃」と。確かな資料ではないと思うのですが、「頃」の建物だということで、相当研究会の皆さんがたが一生懸命、今日もそうですけれども、こういう保存について熱心な資料調べをやったのかなと思って見せていただいたのですが。

そのあと、平成5年にある議員からこの提案がございまして、それも議会で取り上げられて、一般質問されておりましたが、取り上げられたという形跡がないままにして終わっているわけであります。

そういうことを踏まえて、議員の皆さんがたも、私自身も、これがいいのか悪いのか、議会なり、そういう最終判断の責任のある場所で決まれば、決して反対するものでもありません。

しかし、そういう時間のかかっているということも、それぞれの議員さんに思いあまる荷物だろうと思います。あえてここで深く申し上げませんけれども、いろいろ今回出

された資料も、そうそう安い、安易なものではないということを感じている1人であります。

ぜひとも相手方がどうなってもいい、あなたがたがいつまでたっても返事が来ないならなんて考えられているか、それは分かりませんが、やはり人のそういうご提供いただくかたのお気持ちも十分察いただきながら、速やかな措置をとれるようなひとつ事務局側としての努力を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎吉川幸一副議長 斉藤教育長。

◎斉藤仁教育長 お答えいたします。まず、時間のかけ過ぎであると、ご指摘がありますけれども、たいへん申し訳なく思っております。

教育委員会といたしましては、繰り返しになりますけれども、村形氏には、「建物のほうについて、関係機関との協議に時間がかかるので、待ってもらえないか」というお話しをしたところ、「待っていただける」との回答がありますけれども、さきほど話をしましたけれども、建物の傷みも進行しており、議論に十分な時間が必要だと思いますけれども、早く方向性を出していきたいというふうに考えております。

議員の皆様にも、これまでも議論をしていただいておりますけれども、あらためて議論をさせていただき、早い時期に方向性を出していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

◎吉川幸一副議長 10番、湯浅議員。

◎湯浅亮議員 いろいろ申し上げてみましたが、なかなか苦勞されていることは十分承知をしております。

しかし、まだ今議会も、予算議会等もございますし、われわれの任期もまだ4月いっぱいあるわけですから、先送りをしないようにひとつ努力を願って、質問を終わらせていただきたいと思います。たいへんありがとうございました。

[湯浅亮議員 降壇]

◎吉川幸一副議長 これにて一般質問を終結いたします。

私事ですが、議長、今日欠席のところ代理をしております。活発な意見の交換と、さわやかな引き際に感謝をしております。どうもありがとうございました。

◎休 会 の 議 決

◎吉川幸一副議長 お諮りいたします。

議案調査のため、3月17日から3月19日までの3日間、休会することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎吉川幸一副議長 異議なしと認めます。

よって、3月17日から3月19日までの3日間、休会することに決しました。

◎散 会 の 宣 告

◎吉川幸一副議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 13時30分)

平成27年第1回新得町議会定例会（第3号）

平成27年3月20日（金曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第3号）
1	議案第16号から 議案第28号まで	予算特別委員会の審査結果報告書
2	議 案 第 2 9 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
3	議 案 第 3 0 号	平成26年度新得町一般会計補正予算
4	議 案 第 3 1 号	平成27年度新得町一般会計補正予算
5	意 見 案 第 1 号	審査結果について

○会議に付した事件

諸般の報告（第3号）

議案第16号から
議案第28号まで

予算特別委員会の審査結果報告書

議 案 第 2 9 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 案 第 3 0 号

平成26年度新得町一般会計補正予算

議 案 第 3 1 号

平成27年度新得町一般会計補正予算

意 見 案 第 1 号

審査結果について

○出席議員（12人）

1 番 齊 藤 美代子 議員
3 番 宗 像 一 議員
5 番 貴 戸 愛 三 議員
7 番 長 野 章 議員
9 番 柴 田 信 昭 議員
11番 吉 川 幸 一 議員

2 番 青 柳 茂 行 議員
4 番 高 橋 浩 一 議員
6 番 廣 山 輝 男 議員
8 番 若 原 敏 勝 議員
10番 湯 浅 亮 議員
12番 菊 地 康 雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	浜	田	正	利
教育委員会委員長		浦	山	兼	一
監査委員		吉	岡		正

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副町長	田中透嗣
総務課長	武田芳秋
地域戦略室長	佐藤博行
町民課長	石塚将照
保健福祉課長	渡辺裕之
施設課長	畑中栄和
産業課長	鈴木木義夫
児童保育課長	鈴木木貞行
産業課長補佐	福原浩之
産業課長補佐	広田正司
屈足支所長	若原俊隆
庶務係長	小林健利
財政係長	東川恭一

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教育長	斉藤仁
学校教育部長	木村秀光
社会教育部長	岡田徳彦

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事務局長	初山一也
------	------

○職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	西山地喜代司
書記	菊地克浩

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 10時00分)

◎諸般の報告（第3号）

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第1 議案第16号から議案第28号まで 予算特別委員会の審査結果報告

◎菊地康雄議長 日程第1、議案第16号から議案第28号までを議題といたします。

本件について、予算特別委員会委員長の報告は別紙のとおり原案可決であります。

本件については質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

本件については、委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第16号から議案第28号までについては、委員長の報告どおり決しました。

◎日程第2 議案第29号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第2、議案第29号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。武田総務課長。

[武田芳秋総務課長 登壇]

◎武田芳秋総務課長 議案第29号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

5ページ目を御覧ください。

中段にあります提案理由でございますが、平成26年度の人事院勧告におきまして、給与制度の総合的見直しについて勧告がされましたので、本町もその勧告に伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容でございますが、1. 第8条の4第2項関係では、単身赴任手当の改正でございますが、基礎額、月額で2万3,000円を7,000円引き上げて3万円に、また、加算上限額、月額4万5,000円を2万5,000円引き上げて7万円とすることを規定しております。

2. 第8条の5第2項関係では、地域手当の改正でございますが、東京都に在勤する職員は、地域手当支給率を18パーセントを2パーセント引き上げて20パーセントにするこ

とを規定しております。

6 ページをお開きください。

3. 附則第9項関係では、6級に在級している55歳を超える職員の給料月額の減額支給期間を「当分の間」から「平成31年3月31日まで」とすることを規定しております。

4. 別表第1関係であります。

給料表の改正であります。改定率でマイナス0.1パーセントから4.0パーセントで、平均改定率はマイナス1.8パーセントとなっており、改定額でマイナス200円から1万6,700円で、平均改定額はマイナス5,600円となっております。

また、各級の平均の改定率および改定額につきましては、1級が改定なし、2級から6級までの平均改定率でマイナス1.7パーセントから2.3パーセントまでとなっておりまして、額といたしましてマイナス4,500円から9,100円までそれぞれ引き下げの改定となっております。

5. 附則第2項および第3項関係では、経過措置としまして平成31年3月31日までの間を現給保障とすることを規定し、また、経過措置期間中に採用した者につきましては、同じ経過措置を適用することを規定しております。

6. 施行期日であります。平成27年4月1日からとなっております。

条例本文の朗読は省略させていただきます。

4ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、第1項、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

5ページに移りまして、第2項および第3項では、給料の切り替えに伴う経過措置につきまして規定しております。

第4項では、この条例の施行に関し必要な事項について、委任することを規定しております。

なお、資料といたしまして、給料表新旧対照表を添付してございます。

以上、よろしくご審議ほどをお願い申し上げます。

〔武田芳秋総務課長 降壇〕

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第29号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第30号 平成26年度新得町一般会計補正予算

◎日程第4 議案第31号 平成27年度新得町一般会計補正予算

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

日程第3、議案第30号、平成26年度新得町一般会計補正予算並びに日程第4、議案第31号、平成27年度新得町一般会計補正予算について、それぞれ関連がありますので、一

括して議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第30号、平成26年度新得町一般会計補正予算並びに日程第4、議案第31号、平成27年度新得町一般会計補正予算について一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第30号と議案第31号は関連がありますので、一括して説明させていただきます。

今回の補正につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業として、平成27年度当初予算に計上しております事業のうち、前倒しして実施する事業、拡充する事業と、それに新規事業を加えまして、平成26年度に補正計上してございます。

したがいまして、関連事業につきましては、平成27年度当初予算から減額補正をするというものであります。

まず、議案第30号、平成26年度新得町一般会計補正予算、第12号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億3,730万6,000円を追加し、予算の総額を77億2,476万5,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の追加によるものでございます。

3ページをお開きください。

第2表、繰越明許費では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業以下3事業について、完了が27年度中になるため、翌年度に繰り越して使用できる金額の限度額を計上してございます。

つづきまして、歳出の7ページをお開きください。

2款、総務費の企画費、17節、公有財産購入費では、故障により更新が必要となったため、移住体験住宅用ボイラー購入に係る費用を新たに計上してございます。

25節、積立金では、寄附金を財源として、ふるさと思いやり基金積立を増額してございます。

7ページ中段から8ページにかけての地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業については、目を新設し、持家等住宅建築祝金以下13事業に係る報償費、委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費の総額7,237万9,000円を新たに計上してございます。

13事業のうち、新規事業が消費喚起生活支援プレミアム付商品券発行事業の1事業、前倒しの拡充事業が町づくり推進協議会、移住定住促進協議会、町観光協会、外国人観光客誘致推進事業、特定不妊治療費助成の5事業、その他の7事業が前倒し事業となっております。

3款、民生費の福祉対策費は、寄附金を財源として、保健・医療・福祉基金積立を増額してございます。

子育て支援費は、特定財源の移動のみでございます。

6款、農林水産業費では、研修農場建設に対する補助の内定を受けましたので、畜産競争力強化緊急整備事業補助金を新たに計上してございます。

9ページに移りまして、教育費では、教育委員会事務体制の充実のため、事務室改修

に係る工事費を新たに計上してございます。

戻りまして、5 ページの歳入をお開き願います。

14款、国庫支出金では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業に係る財源として、総務管理費補助金を補正してございます。

15款、道支出金では、畜産競争力強化緊急整備事業に係る財源として畜産業費補助金を、地域ふれあいプレミアム付商品券発行促進事業に係る財源として商工費補助金を、それぞれ新たに計上してございます。

また、児童福祉費委託金では、地域児童福祉事業等調査に係る委託金を補正してございます。

1 枚めくりまして、6 ページをお開きください。

17款、寄附金の総務管理費寄附金では、ふるさと思いやり用として、三重県四日市市宮崎信彦氏以下1,702名のかたから、民生費寄附金では社会福祉事業用として、町内の亀山信子氏、伊原重男氏、京都府京都市高橋幸二氏以下300名のかたから、衛生費寄附金では健康増進事業用として、札幌市佐々木泰史氏以下5名のかたから、それぞれ寄付をいただきましたので補正をしてございます。

18款、繰入金の財政調整基金繰入金では、今回補正の財源調整として増額してございます。

以上で議案第30号の説明を終わります。

つづきまして、議案第31号、平成27年度新得町一般会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,860万円を減額し、予算の総額を66億2,180万円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の期間および限度額の設定でございます。

第3条は、地方債の変更によるものでございます。

3 ページをお開きください。

第2表、債務負担行為では、施設整備並びに医療機器購入のため社会医療法人北斗が帯広信用金庫から借り入れた資金の元利補給について、新たに計上いたしております。

1 枚めくりまして、4 ページをお開きください。

第3表、地方債補正では、出産祝金支給事業以下4事業について変更してございます。

つづきまして、歳出の7 ページをお開きください。

2 款、総務費の財政調整基金費では、今回補正の財源調整として、基金積立を新たに計上してございます。

4 款、衛生費の予防費、19節、負担金、補助及び交付金では、社会医療法人北斗への元利補給補助金を増額してございます。

その他の、企画費から8 ページ観光費までの各節については、26年度補正で説明いたしました前倒し分について、それぞれ減額をいたしております。

戻りまして、6 ページをお開き願います。

21款、町債につきましても、前倒し事業の財源についてそれぞれ減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。2番、青柳議員。

◎青柳茂行議員 議案第30号になりますけれども、5ページの畜産競争力強化緊急整備事業、さきほど研修農場とありましたけれども、どのようなものになるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

◎菊地康雄議長 福原産業課長補佐。

◎福原浩之産業課長補佐 お答えいたします。この事業に関しましては、研修農場ということで、先日の議員協議会のほうで概略のほうを説明しましたがけれども、株式会社シントクアユミルク、農業生産法人なんですけれども、上佐幌東1線77番1のところに、約400頭の酪農の研修農場を造る予定であります。

開設時期につきましては、現在28年3月を予定しております。

総事業費については、約17億円ということになっております。以上です。

◎菊地康雄議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第30号、議案第31号を一括して採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第30号、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 意見案第1号 審査結果について

◎菊地康雄議長 日程第5、意見案第1号、「外形標準課税」の適用拡大に反対する要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これより意見案第1号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎菊地康雄議長 以上をもって、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで、今期でご勇退される議員から、ごあいさつをいただきたいと思います。若原敏勝議員。

◎若原敏勝議員 それでは、一言お礼を申し上げたいと思っております。

議員、2期8年間、議員の皆さん、そして職員の皆さんに本当にお世話になり、ご協力、ご指導をいただきましたことをまずもって、お礼を申し上げたいと思っております。

最初、初めてこの議会に入ったときには、議会のシステムのことやなんか、まだまだ勉強不足で戸惑いもいろいろあったわけですがけれども、皆さんに支えられながら、なんとかこの8年間務めることができました。

委員会のほうも、総務厚生、そして2期目は産業文教と、一通りやらせていただきまして、私の知識の中では、非常にいい勉強をさせていただいたなというふうに感じております。

最近、たまに月曜日から金曜日まで、役場に来る週が何回かありまして、よく副町長に「今度出勤簿を用意しておくから」と、そうからかわれたことが今、ちょっと思い出に残っております。

このあと自分としてもまだ、やりたいこともちょっと持っていますので、今後については、それらを少し余裕を持ちながら、取り組んでいきたいかなと、そんなふうに考えております。

そういうことで、この8年間、本当に皆さんにお世話になったことをまず、お礼を申し上げ、それからもう1点、お願い事があるのですが、来年、日本そば博覧会、新得誘致することが内定されております。また、議員の皆さん、そして、職員の皆さんにも、いろいろな場面でご協力、ご支援いただかないと、日本全国対象のイベントでございますので、またその時期にまいりましたら、よろしくお願い申し上げます。

それからもう1点、昨年修学旅行生四十数人を受け入れして、だいたい全部、天気が良かったものですから、帰るとき、狩勝峠まで一応連れて行って景観を見せてあげました。初めて北海道に来たという部分もありますけれども、「いや、本当におじさん新得に来て良かった」と。「こんな素晴らしいところを見ることができた」と。「また、何か機会があったら、新得町へまたぜひ来たいです」と、全員の子どもたち、そう言ってくれております。

そういうことでまた、町内の中でもしかしたら会う場面もあるかもしれませんが、せっかく新得のことを思っていてくれる人が日本全国にいるということで、また受け入れやお会いしたときに、また新得のことをアピールしてあげていただきたいと思います。そんなことをちょっとお願い申し上げまして、長くなりましたけれども、この8年間、たいへんお世話になりましたことをお礼申し上げ、一言あいさつに代えさせていただきます。

たいへんどうもお世話になりまして、ありがとうございました。

◎菊地康雄議長 つづいて宗像一議員、お願いします。

◎宗像一議員 たいへん貴重な時間に、このような取り計らいの場を持っていただきま

して、たいへんうれしく、また申し訳なくも思っています。

私も屈足は昭和30年から40年頃に、非常に活性が良くて、また私もちょうど20代の半ばでしたので非常に元気も良く、農村青年部だとか、それから4Hクラブだとか、あるいは婦人会だとかといって、たいへん各種団体も活発な時代でした。それらの人たちにいろいろご協力をいただきながら、地方回りをしたりしながら、いろいろ取り進めてきたあの全盛時代がいまだに忘れられないものですから、非常に難しいことばかり申したことを自分でも昨夜考え、寝ることもできない状態でございました。

そういう中であって、大雪まつりも非常にトムラウシへ行ってやぐらを組んで、いろいろやることが大変な時代であって、また予算もあの当時、5万円か、8万円ぐらいしかなかったんですね。それをなんとか屈足へ下げてお祭りにしたいということで、大雪まつりを屈足の最初に三友農場に引っ張ったり、工業団地に行ったり、あるいは運動公園に行ったりして、場所を変えながらやぐらを取り運びしたことが非常に今、懐かしくも思っております。

それがいまだに続いているわけなんですけれども、本当にそういった中で、わいわい騒いでいたものですから、「お前、議会に出れ」というようなこともございまして、平成7年に一応出ることを決意したんです。

ところが、議員定数があの当時から2名削減になって、22名の戦いに挑んだので、非常に心配もしながらやったのですが、おかげさんで当選させていただきまして、それで一応なんとか、営林署関係もなくなり、そして各木工場もだんだん停滞していくような状態の中で、なんとか人口を増やさなくてはいけないと、それには定住性だということで、なんとかこの屈足に分譲地を作ってもらえないかということで、あの頃分譲地の問題で非常にどこの町村も熱が入っていたんです。

それで、忠類村まで行きまして、忠類村はあそこは300坪から400坪の非常に広い、菜園付きの分譲地を造成していたものですから、そこに行ってお願いをし、いろいろと参考意見を聞かせていただきながらお願いしたのが、当時の総務課長で今の新得物産の清水さんでございました。

それでお願いをし、1期30戸やったのが見る間に売れまして、これはすごいということで、2期分譲をいろいろと取り運びしてくださったのが、あの当時総務課長になりました、今回退職されます畑中課長でございました。そういう中で町長も、思い切り決断をしてくださいまして、非常にすぐ取り組んでくれたんですね。

ところが値段をなんぼで出すんだというのが、買った値段で出すと。買った値段はなんぼかという、5,000円だということで、坪5,000円ということで売り出した30戸から始まったのが60戸になって、そして非常にそれらの生徒が今、やっと卒業する間際になってしまいましたので、だんだんとまた人口が減っていく状態になってきたんですね。

そんなようなことで、非常に町長をはじめ、また各課長さんほか、職員のかた、また議員の皆々様にもたいへんいろいろとご指導いただきましたことに対して、非常に感無量で、非常にありがたく思っております。本当にありがとうございました。

いろいろと無理なことを申しましたけれども、これからは私ものんびりと体に十分気を付けまして、心の色は退色させることなく、のんびりと日々を過ごしていきたいと、このように思っております。どうぞ皆さんがたも健康に十分留意されまして、なんとか明るい町づくりのためにいろいろとまた、ご貢献あらんことを祈念申し上げまして、非常に貴重な時間、誠にありがとうございました。あいさつにさせていただきます。

◎菊地康雄議長 次に、湯浅亮委員、よろしくお願いします。

◎湯浅亮議員 たいへん貴重な時間、このようなご配慮をいただきましたことに、心から議長、そして町長サイドにお礼を申し上げたいと思うところであります。ありがとうございました。

ただいま、お二方からお話しがあったわけでありすけれども、この議会に身を置かせていただいて32年になるわけでありすが、退職者、さらには退任されるかたのこのような席をいただくようなことは、初めての出会いでございまして、たいへんうれしくも、本当に感激をしているところでありますが、職員のかたのごあいさつというのが、昨年からはじめていたようでありすし、今年、ここでこういうお話しになるということも、あまり承知していない中で、昨日、副議長のご配慮で聞かされていたわけでありすけれども、何としても私も最後の議会でありすので、できるだけ自分の思いをお話しさせていただきながら、なるべく町長に角を立てさせないような気を使ったつもりでありすけれども、何としても参画したいというのでしょうか、昭和16年から21年までの戦時中に小学校を終えている1人でありすし、戦後の混乱の中で、何の学も知識もないままに、38年まで山稼ぎ、そしてうちにあっては細々とした農業から始まった中であります。

そういういろいろな思いがたくさんありますけれども、今お話しされたお二方の倍の年数をここに置かせていただきますので、若干私なりの思いと自分の1つの人生の節目として、お話しをさせていただこうかなと思っております。よろしくお願い申し上げます。

ちょうど昭和58年でありすけれども、57年の秋頃から「お前、議会に出れ」と言われて、随分悩みましたし、その返事ができないままに3月に入ろうとする頃でしたか、父も元気でありましたし、いろいろ相談をしたのですが、それまで言って、ここまでみんながというようなお話しからお受けすることになって始まったのが、昭和58年の町選挙の始まりでありました。

そのあと、今振り返って考えますと、人との出会い、そして与えられる人生の使命というのでしょうか、そういうものの出会いの恐ろしさを感じを強くしたところでありすが、議会に出て、本当に役に立つのか、立たないのか、その職務にどう動けばいいのか、そんなことが4年間1期でありました。

その間は、私も少しは暇をつぶさなければならない、そして役場の職員の皆様がたに相当4年間接触をして、行政の内容というものに対するご指導をいただいたのが、もはや退職しておられないかたがたばかりでありすけれども、今町長でいらっしゃるかたが、確か農政係長だったのでしょうか、そういうかたがたといろいろな面で勉強をさせていただいた思いもございます。

2期目に入りますと、先輩各位のいろいろなご配慮とご指導のもとに、総務委員長という職を任命されたのでありすけれども、その後は無我夢中というのでしょうか、いろいろな部分で、自分の不足を反省することが多かったわけでありすし、精一杯の努力をさせていただいて、そういう人の出会いが私の運命を大きく揺れ動かされていたわけでありすけれども。

4期目にして議長という席であります。これもまた、本当に悩みました。でも最後は、父も母も、辺りの人も、ここまでやるからには前向きに素直に受けて努力しなさいと言うのが、おおかた身の回りでありました。

本当に大きな力のある先輩、そして、町長も前々町長さんでありましたし、前町長でもありましたし、いろいろなご指導、ご意見をいただきながら、議長の席をつかせていただいたのですが。

一番私に思いというのでしょうか、こういうものだったのかということですが、議長会に出て2年たって、こんなことが議長会の行事なのか、仕事なのかという不信を持って、田舎の凡人でありますし、無鉄砲に、また場所を構わず、議長会を脱退してもいいのかということを公式の席上で申し上げたことがございます。

恥ずかしい思いをしながら過ごしたのでありますけれども、そういう考え方、これは取りも直さず、当時の町長の財政に対する厳しさ、そういうものが私にも植え付けられていたんだと思います。

そういうことが、今回の議長会で改選されたあと、議長会の会長候補ということで、全く私には考えも感じもしなかったことでもありますけれども、また大きな出会いだったのでしょうか。これも引き受けざるを得なくて、引き受けいたしました、精一杯の多くの皆さんがたの、そして無論でありますけれども、町村会のそれぞれの議長さんがた、また町長、村長、そういったかたがたのご指導、ご支援もありましたし、声を強くして、議長会の改革、議会改革、そういうものに前進したのであります。

2期、議長会の会長、これもまたお引き受けをしたのでありますけれども、議長会の会長をお引き受けすることによる、町村の負担もたいへん大きな負担をかけたわけですが、幸いにして、優秀な局長を配置いただきまして、議長会の改革はもとより、それぞれ18町村の議員さんがた、そして、議長さんがたのお声が大きく行政に反映されてきたことも今、深く思いを残しているところであります。

その中では、現職副町長田中さんには、たいへん助けられましたし、こういう立派なかたが局長についていただいたことが、大きく議長会の改革もございますし、十勝全体が活性化期成会という帯広市を含めた1つの組織も、2期目の初めに結成されまして、そういう流れの思いが私の出会いであります。

いろいろ話せば長いわけではありますが、最後の退任にあたって、こういう席で自分の一端を申し上げることができたことを心から感謝とお礼を申し上げながら、ますます皆さんがたのそれぞれのご健康、そしてご発展、ご苦勞を申し上げて、長くなりましたけれども、お礼のごあいさつとさせていただきます。たいへんありがとうございました。

◎菊地康雄議長　たいへんありがとうございました。

ここで、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。浜田町長。

◎浜田正利町長　3月4日からスタートしました平成27年定例第1回議会ではありますが、一般質問、予算特別委員会、そして今日、最終日を迎えました、今議会、提案をさせていただきました全ての案件をご承認いただきましたことに、お礼を申し上げたいというふうに思っております。ありがとうございます。

今議会は、予算議会ということもあり、人口減少問題を含め、さまざまな分野に対しまして、多くの提案をいただきました。

また、政策の推進にあたり、関係するかたがたとの合意形成について、行政として、細心の注意を払う必要性につきましても、再認識をさせていただいたところであります。

一方、私自身の財政運営への基本であります受益のあるものが負担する、町民のかた

の将来負担をなくしていく、そういった中でご提案をいただきました事項について、どの程度まで対応できるか、迷いもありますが、最大限の努力をしていきたいというふうに考えております。

さて、町議会議員選挙が4月26日に予定をされておりますが、これまでの4年間、各議員からは、町民の皆さんの生活を支えるため、大所高所からのご指導を賜りましたこと、あらためて町民を代表しまして、心よりお礼を申し上げます。

人口減少が進む中、国、地方問わず取り巻く環境は厳しさが増しており、重ねて本町独自の課題も山積をしているのが現状であります。

こうした中、改選時に再度立候補を予定されている議員におかれましては、課題解決に向けまして、今まで以上のご指導を賜りますよう、お願いを申し上げます。

また、今期をもちまして勇退される議員におかれましては、これまでの議員活動に心より敬意を表するとともに、今後も町民のためにお持ちいただく知恵と行動力を一層発揮していただくよう、心よりお願い申し上げます。

結びに、立候補されます議員の当選を心よりご祈念申し上げまして、町民を代表しての一言お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

◎閉 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 これにて、平成27年定例第1回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 10時40分)
